

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和3年度 第4回)
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課
開催日時	令和3年12月22日(水) 午後2時3分～16時54分
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室
	<p>諮 問</p> <p>(1) 諮問第25号 総合福祉システム(健康管理業務/成人保健)による個人情報の電算処理</p> <p>(2) 諮問第26号 Chromebook利用に関するヘルプデスク業務の委託に係る措置</p> <p>(3) 諮問第27号 終活情報登録事業における終活関連情報の収集</p> <p>(4) 諮問第28号 終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理</p> <p>(5) 諮問第29号 終活情報登録事業の業務委託</p> <p>(6) 諮問第30号 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務委託に係る措置</p> <p>(7) 諮問第31号 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム(仮称)による個人情報の電算処理</p> <p>(8) 諮問第32号 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム(仮称)の保守業務の委託に係る措置</p> <p>(9) 諮問第33号 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託に係る措置</p> <p>(10) 諮問第34号 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る個人情報の目的外利用</p>

会 議 録

		<p>報 告</p> <p>(1) ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業等に係るチラシ等封入作業請負</p> <p>(2) 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に関する印刷委託に係る措置</p> <p>(3) 豊島区個人情報等の保護に関する条例の一部を改正する条例について</p>
公開の可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数0人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	草葉 隆義(会長)、松戸 浩、村山 健太郎、河原 弘明、 小林 ひろみ、辻 薫、松下 創一郎、岡 将太、紙子 陽子、 國松 省三、田中 治、戸内 洋二、苗加 一男、升元 美和 計14名
	説明者	地域保健課長、庶務課長、高齢者福祉課長、子育て支援課長、 自立促進担当課長
	関係人	情報管理課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長(行政情報)

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、皆様ご出席でございます。傍聴の方はございません。

本日の資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきましたが、ご持参いただけましたでしょうか。ありがとうございます。

送付いたしました資料は、諮問資料1から6と、報告資料1から3の資料でございます。資料をお送りした時点で、資料の作成が間に合わなかったものがございましたことをおわび申し上げます。本日、机上配付させていただいておりますので、お手元の資料をご確認ください。

初めに、次第を差し替えさせていただきます。後ほど、所管課長から詳しく説明させていただきますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係の諮問件数に変更があったためでございます。また、諮問資料2についても差し替えをさせていただきます。

次に、追加となる資料は、諮問資料6から10及び報告資料2でございます。諮問資料3から5に関する説明資料も追加させていただいております。

なお、不足している資料がございましたらお声がけいただければ、お持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、開会につきまして、草葉会長、よろしく願いいたします。

会 長：ただいまより、令和3年度第4回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。本日は諮問事項10件、報告事項3件を予定しております。2時間程度を目途に執り行いたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早々に審議に入りたいと思います。

それでは、議題に入ります。

議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問第25号、総合福祉システム（健康管理業務／成人保健）による個人情報の電算処理。

諮問第26号、Chromebook利用に関するヘルプデスク業務の委託に係る措置。

諮問第27号、終活情報登録事業における終活関連情報の収集。

諮問第28号、終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理。

諮問第29号、終活情報登録事業の業務委託。

諮問第30号、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務委託に係る措置（仮称）。

諮問第31号、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム（仮称）による個人情報の電算処理。

諮問第32号、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム（仮

審 議 経 過

No.2

称)の保守業務の委託に係る措置。

諮問第33号、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託に係る措置。

諮問第34号、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る個人情報の目的外利用。

以上、10件でございます。それでは審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクをご使用くださいますようお願いいたします。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わった際はスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

会 長：それでは、審議に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

区民相談課長：資料1、諮問第25号について、保健福祉部地域保健課長よりご説明申し上げます。

地域保健課長：地域保健課長、坂本でございます。よろしく願いいたします。

では、お手元の資料1をご覧ください。

総合福祉システムによる個人情報の電算処理でございます。こちらの内容でございますが、こちらは令和4年6月に実装予定のPHR（パーソナルヘルスレコード）に対応するべく、現在システムのほうでは管理していない、紙などで管理している下記の検診記録について、電算処理をするというものでございます。

対象となる検診としましては、①歯周病検診の結果、②歯周病検診の精密検査の結果、③骨粗しょう症検診の精密検査の結果でございます。

対象者等でございますが、それぞれの検診の受診をされたうちの精密検査の対象などとなりまして、歯周病検診につきましては、受診者のうち、精密検査の対象となる方は、約1,500人、年間おられます。骨粗しょう症検診につきましては、受診のうちおよそ約300の方が毎年精密検査となつてございまして、こちらの方々の個人情報を電算処理で新たに行うというものでございます。

本業務につきましては、新たに個人情報を電算処理化するため、ご審議をお願いするものでございます。

資料をおめくりいただき、資料1の別表でございますけれども、こちらが新たに追加される個人情報でございます。氏名、性別、生年月日等、基本的な個人の情報と、それから、検診に関する情報、検診の健康状態や検査を受けたかどうかというようなことについてのデータを取り扱うこととなります。

資料の1の別紙1をご覧ください。と思っております。

こちらがイメージ図になってございますけれども、このデータの管理につきましては、上のほうの表に工程表がございますけれども、令和2年度から国のほうでいろんな検診をデータ化しておりまして、今日お諮りしているのは、令和4年度のところに開始します、右のほうに赤囲みしてございますけれども、こちらの検診のうちの対象となる豊島区のほうで、まだ電算ができていなかったものについて、お願いする部分でございます。

下のほうの図をご覧ください。取り込みのイメージでございますけれども、これらの

審 議 経 過

No.3

検診を豊島区の場合は、医師会に検診を委託しておりますので、そちらから結果が区のほうの保健所、保健福祉部のほうに届いてまいります。そのデータを紙とか、そういったもので取り込んでいたんですけれども、それについて電算するというもので、イメージとしては、その図の右のほう、令和2年度までという囲みのところで、CSVデータとか、紙情報で検診結果を管理していたんですけれども、それについて下のよう、全国的に標準化されます、そのシステムに取り込めるような形でデータに取り込めるシステム開発を行うというものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、別紙2をご覧ください。

こちらが、この件に係る国の通知でございますけれども、令和3年の5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、健康増進法等の改正も施行されました。この健康増進法の中に対象となる検診の規定等がございます。

改正の趣旨については、ご覧いただけたらと思いますが、この事業が検診結果等をより市町村が把握できて、転居に際して、自治体間で検診結果の情報連携を可能とすることを趣旨としたものということになってございますので、住民の方が豊島区からほかの自治体に移られたりとか、ほかの自治体から転入されてきたときに、過去の検診の結果が、個人が分かるようになるというような、自治体間でも分かるようになるというようなものでございます。

おめくりいただきまして、裏面になりますが、中ほどの②というところをご覧くださいただけたらと思えます。市町村は、①の情報、検診結果等ですけれども、その情報の提供の求めについては、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うよう努めなければならない」というふうにございまして、これに基づきまして、電算処理の準備を進めるものでございます。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はおありでしょうか。

A委員：では……。

会 長：A委員、お願いします。

A委員：ちょっと法令との関係についてお尋ねしたいんですが、これ市町村の連携のために、この改正の概要の(1)の②のところ、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うよう努めるというふうなところの努力義務に対応した措置をするというふうなことなのかと思うんですが、これ従来、CSVデータで保管していたということは、これ、今のままの状態でも、②の二の磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくファイルに情報を記録して交付するというのはできたんですか。そういう意味での電算処理はしていたけれども、それを一の方法に変えるということなんですかね。

会 長：課長からお願いします。

地域保健課長：今、ご指摘のように、一部CSVデータで管理していたものもございましてけれども、ただ、今回は転居等に基づいて、全国で統一して、上にございます年月日とか、

審 議 経 過

No.4

検査の結果とか、そういったものを管理しなくてはいけないというのがございまして、その内容がずれているとか、過不足がございまして、合わせなければいけないというのもございます。

なので、今までは統計的に、区のほうで統計を把握するために、件数等はしておりますけども、こちらにあるような全てのものがCSV管理はまだできておりませんので、実際一部の検診についても紙の伝票を1枚1枚、受けられたのをそのまま紙でまだ保管しているものもございまして、今回それを全部電子化したいというものでございます。

A委員：分かりました。一部電算処理していたけれども、一部電算処理していないので、一部電算処理をしていなかったものについても新たに電算処理するというふうなことで、それから、その方法として、この磁気ディスクを渡すという形ではなくて、一の電子情報処理組織を使用する方法のうちのイカロのやり方、ちなみにどっちのやり方に。

会 長：課長からお願いします。

地域保健課長：まず今回は、入り口の取り込みのところのご審議をお願いしているんですけども、その後は、そのデータが副本登録されまして、マイナポータルのほうにいずれは連携するようなことになるというような、連携システムのほうになるものではございましたが、磁気ディスクで管理する等ではなくて、連携するような形にしたいというものです。

A委員：なるほど、でも磁気ディスクのものと、この一と二を比べて、一のほうがよいであろうというふうに判断した、一応理由を教えてくださいませんか。

会 長：課長からお願いします。

地域保健課長：自治体間のやり取りのときには、磁気ディスクのほうを確認してお答えというものもあるかもしれませんが、もう一方で、またマイナポータルに連携しまして、ご本人が直接確認できるようになるというようなことも想定されておりますので、そちらの利便性を考えますと、連携したほうがよろしいというふうに考えてございます。

A委員：なるほど、これ国のほうが一と二を選べるようにしたのは、これはどういった趣旨なんですかね。何か二でやってもいいよというふうに言っているのは。

会 長：課長からお願いします。

地域保健課長：連携をして、マイナポータル等の連携をしていない自治体とか、しないというようなことがあり得れば、二という方法もあるのかなと思うんですが、実際には、二番があるというのは、ちょっと聞いてはいないところでございます。ちょっと国のほうの趣旨は確認が取れておりません。申し訳ありません。

A委員：なるほど、国としてはどちらを推奨するとかということでもなくて並べてあって、国の方針としては、何をしろとは言っていない。

会 長：課長、お願いします。

地域保健課長：方針としては、一のほうかなと思ってございまして、そちらのほうの説明が中心でございますし、こうしたシステム開発につきましても補助金を交付するので準備するようというふうな通知が来ておりますので、そちらに従ってございます。

審 議 経 過

No.5

A委員：なるほど、分かりました。一のほうが利便性が高いというふうなことでご判断されたというふうなことで、一応状況は理解いたしました。

会 長：ほかにご意見はございませんでしょうか。

B委員、お願いします。

B委員：大きな流れでいうと、今デジタル庁ができた中で、一つはマイナンバーも使って、国のほうで結構一元管理できるようにという流れと、それから、同時に、例えば各地方自治体でいろんな形式でやっているの、それを標準化、つまり全部同じような形式にしてやったらいいのではないかと。そのほうが金が少ないのではないかとか、いろいろそういうことでやっていることの流れだと思いますが。でも、それについての問題点は、私はあると思っております、一元化してきたときに、では、地域ごとで独自にやってきた施策がちゃんとできるようになるのかどうか、そういうものが削られてしまうのではないかという点と、もう一方で、個人情報保護という観点では、個々ばらばらの自治体で持っていたものが、言ってみれば、一元化されて全部途切れなく、全部利用ができるようになったときに、膨大な個人情報が地方自治体を持っているものについて、これをどう管理していくのかという点では、やはり日本の今の個人情報保護法関係、それからデジタル一括法でやられた内容が、本人というか、本人がどうコントロールするかという点での拒否権とかが全然ないような規定になっているというところがすごく問題だろうと。自分の情報をコントロールできない。国が、では、それを利用したときに、どういう形で利用するのか。地方自治体もそうですけども、そういう点での問題があるというふうに思っております、そういう流れの中で、今回みたいな形で一元管理できるような形で変更していくという電算書については、反対でございます。

反対ではございますが、幾つかちょっと質問をしたいなと思っておりますけれども、そういう意味でいうと、既に、がん検診は健康管理システムに取り込みを行いデータ管理しているということで、それから、肝炎ウイルス検査精密検査については、事業を実施していないため取り込みも行わないということなんです、改めてちょっとお伺いいたしますが、今回、歯周病検診と歯周病検診精密検査結果と骨粗しょう症の検診結果をこういうふうな、これまでのがん検診と違って、こういう形でやられていなかった理由というのは一体何なんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

地域保健課長：これまで使っているシステムの中に、仕様として、がん検診等が入っていた部分もありますし、その結果、受診日とか内容とかが入っていたわけですが、その項目と、今回標準化を国が言ってきている項目と過不足がないということで、そのまま使えるということでしている部分があります。

今回、新たに追加する検診については、人数等はパソコンなどで管理してはいたけれども、やはりシステム化されていけませんので、標準化に対応できないということで、今回させていただくということでございます。

会 長：B委員。

B委員：先ほどのすみませんが、先生が聞かれたことと、ほぼ同じことを聞いているんですけ

審 議 経 過

No.6

ど、具体的にどういうことだったかということが、今、分かりました。

それで質問はそれだけで。結論的には、私はちょっとやっぱりこういう流れには反対ですので、この諮問については反対をいたします。

会 長：ほかにご質問、ご意見がおありでしょうか。

C委員：よろしいでしょうか。

会 長：C委員、お願いします。

C委員：ちょっとこれは、最初に質問になる話かもしれませんが、ちょっと内容の確認なんですけれど、今回のこのシステムで新たに処理されることになった個人情報の範囲なんですけど、これ今の資料1の冒頭を見ますと、歯周病の検査結果などについてはシステムの対象になるというふうに見えるんですけど、めくって別表のほうが、その対象になるというふうに、先ほどご説明いただいたんですけど、それを見ると広範な個人情報ですね、1から14まであるわけですけど、これはどういうことなのか。つまり、今回新たにそのシステムに入ることになった情報というのはどっちなのかなという。私の理解では、業務の概要2番にある対象者の1から14までの個人情報新たに対象になったと。つまり歯周病検査で精密検査対象になったものについては、検査結果だけではなくて、この1から14までの全ての個人情報が新たに登録対象になったという、そういうことですかね。よろしいでしょうか。

以上です。

会 長：はい、課長。

地域保健課長：委員、後段におっしゃられたとおりでございます。その検診を受けられた方の個人情報について、1から14について、システム化するというものでございます。

会 長：ほかのご意見、ご質問がおありでしたら。

ないようですので、ここでただいまの事項につきまして、これを是とするか、非とするか、確認をさせていただきたいと思います。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長：お一人を除いて挙手ということで、これを是とするということを確認させていただきます。

では、次の諮問に移りたいと思います。お願いいたします。

区民相談課長：次の資料2、諮問第26号について、教育部庶務課長よりご説明申し上げます。

会 長：はい、お願いいたします。

着席したままで結構ですので、よろしくをお願いいたします。

庶務課長：恐れ入ります。教育部庶務課長の樋口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問資料2をお取り出してください。

Chromebook利用に関するヘルプデスク業務の委託に係る措置でございます。

ヘルプデスク業務につきましては、令和3年3月の第6回の個人情報保護審議会で、

審 議 経 過

No.7

その取扱いについてご審議いただいたところをごさいまして、その際には、問合せ等があったときに、繰り返しの問合せに対して、その方についての個人情報の記録をして置かせてくださいということについてのご了解を得たところをごさいました。今回は、それに加えての内容ということになります。

実は、ヘルプデスクの業務そのものにつきましては、教育部のほうで委託をしている環境保護業務委託の中で、問合せ窓口としてヘルプデスク業務についての契約をしております。その中には、学習用ツールの内容について、運用サポートを行ってもらうというような、今回諮問いたしますような内容についての作業、つまりアカウントの作成ですとか、それから、学年が毎年、子供が上がりますので、そのときの更新作業等についても業務委託の中に盛り込まれているというものでございまして。その内容作業について変更をいたしたいというものでございまして。

業務内容の1、内容の(1)でございまして、G I G Aスクール構想実現のための環境整備に導入しましたG o o g l e W o r k s p a c e を活用した、まず、外部講師等を招く研修でございまして、それを学校で実施する際に、外部講師のG o o g l e アカウントですね、G o o g l e W o r k s p a c e の中に、外部講師が入って研修をするということにするためのアカウントを作成する必要があるが、この作成に当たっては、現在のところ、学校から外部講師の氏名を聞き取り、その作業を私ども庶務化を経由して、それを作成するという、学校から庶務課がその依頼を受けて、それをヘルプデスクのほうに渡し、また、それが作成が終わったら、逆のルートで学校に渡すというような作業を行っていたところをごさいます。これを学校から直にヘルプデスクのほうに依頼をできるようにいたしたいというものでございまして。

次に(2)でございまして。子供用のG o o g l e アカウントの年次更新、子供が翌年1年繰り上がったときのその年次の更新なんですけれども、学校から子供の名前は平仮名で全部お受けします。それを更新の作業でするんですけれども、同姓同名がいた場合にはエラーでそうやって出てきてしまうので、それを庶務課のほうで問い合わせ、それでクラスを確認し、更新作業をするという作業を行ってございました。このエラーをできるだけなくすというために同姓同名が特定できるよう、出席番号、それから生年月日を追加して、情報を渡したいというところをごさいます。

該当者につきましては、今申し上げたように(1)につきましては外部講師、あるいはゲストで学校でお呼びする方々、(2)については、子供でございまして。

委託の理由につきましては、今申し上げたとおりでございまして、(1)につきましては、私ども庶務課を経由しないということで、アカウントの作成を迅速に行いたいというものでございまして。

また、(2)につきましては、子供のアカウントについては精度を向上させるというものでございまして、これ、もう少し(2)について、ご説明申し上げますと、子供の情報が学校から送られてくるのが3月の下旬でございまして、それを入学式が4月の8日でございますが、その前日までに、その繰上げの更新の作業をしなくてはいけないということで、とてもタイトな中で作業を行うということから、ぜひともこれを行いたい

審 議 経 過

No.8

というものを申し添えます。

効果につきましては、今申し上げたとおりでございます。

3番の一括承認基準の該当の有無から7番までは記載のとおりでございますが、8番の審議の対象範囲でございますが、恐れ入りますが、おつけした資料の別紙の2、一番最後の資料をお取り出してください。

Chromebook利用に関するヘルプデスク業務の流れでございます。

こちらに対象者から事業者、ヘルプデスクへの問合せ等に対する個人情報の内容、それから回答の内容が赤字で書かれておりますけど、さらにこれに、今申し上げたような外部講師の情報、あるいは児童・生徒の情報を加えさせていただきたいというものでございます。当然ながら、それは使用が終わったものについては、区、これは教育委員会ですね、あるいは学校のほうに返還をするというものでございます。

恐れ入ります。資料2にお戻りください。

委託先につきましては、もう既にヘルプデスクを委託しております株式会社NTTドコモに委託するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

C委員：よろしいでしょうか。

会 長：C委員、お願いします。

C委員：また、確認の質問なんですけれど、まず、何点かあるんですけど、まず、この(2)のほうのアカウントの年次更新なんですけど、これを担当するのもヘルプデスクということなんでしょうかということです。これ、(1)と(2)両方、ヘルプデスクが扱うということになっているんですけど、そうなのかということが1点。

2点目が、今までは子供のアカウントについては、氏名のみで登録していたということなんでしょうかということで、今後、出席番号と生年月日を追加するということは、毎年更新するという形になると思うわけですけど、つまり前年度のやつをそのまま使い回しをするのではなくて、毎年新しいデータを使っていくということになるんだと思うんですけど、そうであるならば、出席番号及び生年月日のみの、さらにいうと、出席番号のみの提供でもいいのではないかと。つまり、これ氏名に加えて、出席番号、生年月日ということになるわけですけど、そこまで渡す必要があるのかといいますか、生年月日はそもそも必要かという問題もありますし、つまりこれ、同姓同名のあれを避けるということであるならば、しかも毎年更新するというのであるならば、出席番号のみでもいいわけですし、あと、今度は個人情報保護法が改正されて、いわゆる仮名個人情報という類型が新しくできるというのはご存じだと思うんですけど。やっぱりできるだけ、提供する情報は少ないほうがいいわけでありまして、ちょっとこれ、三つは渡し過ぎなのかなと。もう既に作業は進行していると思うんで、ちょっとあれなんですけど、ちょっとこの氏名、出席番号、生年月日を三つ提供しなければいけない理由というのが

審 議 経 過

No.9

何かということが、2点目の質問です。

そして、最後の質問ですけれど、外部講師がヘルプデスクに口頭で申請することになるんだと思うんですけど、この書面からすると。これも、その都度、だから口頭でやるというのは、いかにも危険な、どうかなというところは思ったのと。あと、外部講師につきましては、外部講師のほうにはこの情報が行くということは、これは了解が取れているのかと、その確認。これ別紙のほうのところの説明をさっきおっしゃいましたけど、いずれも同意を取った上でということをおっしゃっていましたが、外部講師については、この情報の流れについて、どう捉えているのかと。以上、3点お伺いしたいと思います。

会 長：課長のほうからお願いいたします。

庶務課長：まず、1番のアカウントの作成については、これは先ほどちょっと申し上げました、今、環境保守業務委託を教育部のほうでは結んでおりますけども、その業務の中に含まれているということでございます。

それと、子供の個人情報の件でございますけども、実は出席番号は、そのクラスの番号しか私ども教えてもらっていませんので、クラスが違えば、要するに同じ出席番号が、同じ番号が幾つもあるということの中で、その番号をもってして、個人を特定することができないというものでございます。

あと、申請の了解につきましては、当然ながら、外部講師の方についても、個人情報がございますので、ご了解を得て行うというものでございまして、これにつきましては、インターネット上の私どものほうで申請書特定のフォームがございまして、そこに記載をしたもので申請をもらうというシステムになっております。

会 長：C委員。

C委員：分かりました。1点目と3点目は分かったんですけど、2点目の出席番号においては、いかにも何かあれで、例えば6年A組2番だったら、6A-2とか、そういった形で提供すればいいのではないかという気がするんですけど、何でわざわざ学年とクラスを外しているのかというのが、ちょっとそこら辺、ご説明いただければと思います。

会 長：課長のほうからお願いいたします。

庶務課長：すみません、頂く個人の情報が学校によって、まちまちでございまして、実は、子供の情報は頂くのも、学校によって、それぞれ別々にもらっているというようなそんな状況もございます。したがって、今後、個人を特定できないような方法として、工夫は必要かもしれませんが、学校全体としてですので、共通したそういった出席番号制度というのが成り立っておりませんので、今のところはやむを得ないのかなというふうに思っております。

C委員：よろしいでしょうか。

会 長：C委員。

C委員：いや、氏名が入ってしまう段階で個人情報の提供になってしまうわけですね。だから氏名があるかないかというのは大きいものでありますので、学校ごとにあるというのであれば、例えば学校というコードをつけて、それで学年、学級、そして出席番号という

審 議 経 過

No.10

形にすれば、一つの情報だけで済むわけでありまして、あと、氏名等の提供もないわけですので、ちょっと何か三つも提供する、いかにも煩雑かなという、聞いて思いましたので。今後、これの改善点になると思うんですけど、ちょっとお願いしたいと思います。以上です。

会 長：課長からお願いいたします。

庶務課長：ご指摘の点、ごもっともだと思っております。その辺は、今後も学校とも協議して、この取扱い対応について考えていかなければいけないという、そういう課題として認識いたしました。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：私も生年月日はなるべくまとめて出さないほうがいいなと思っていたので、今のC先生と同じ意見なんですけど。つまり4月に新しいクラスを編制するとき、例えば、5年生が6年生になると、5年生の5年1組の出席番号、何番が、今度6年2組になりますよということが必要なんだと思うんですよ。

つまり、学級ごとでの何かグループみたいな、そういうミーティングのルームみたいなのが、たしかこのGoogleのところにあって、そういうこともやっていかなければいけないとか、あと、担任の先生が子供たちを、自分の新しい担任の先生が、その子供たち全てを一つのいろいろやり取りをしたりとか、そういう作業がある、いわゆるクラス編制に伴う、アカウントのいろんな設定を変えなくてはいけないというのがあるんだと思うんですけど。私もちょっとそれがいいかどうか分からないんですけど、一番最初に登録するとき、少なくとも、でも学校を転校した場合なんかも、別のところに行くというか、前の情報を引き継ぎつつ、アカウントの管理をしていくことになると思うと、そうすると、またちょっと面倒くさいかもしれませんが、でも、そのアカウントは、必ず個人に既にひもづけられているので。何かやり方、変更のときに、このアカウントをこういうふうに変えてくださいということを指示するやり方は、私はちょっと別個に、生年月日以外であるのではないかなと思いました。先ほど、少し検討しますという話もあったと思うのでよかったと思いますが、そこはぜひ注意していただきたいと思います。

あわせて、考え方として、さっき一つは説明のときに、これまで教育委員会が、庶務課が情報を全部学校からもらったものをこの事業者に渡すというやり方をしていたのを、今度は学校が直接やれるようになりますというお話がありました。学校がやるとなると、今度、教育委員会は全く関与しないのでできるようになるのかという点が一つ質問です。

あわせて、たしか前に登録削除の業務の委託をしたときには、そのデータのやり取りは、全てクラウド上でやって、ダウンロードもしないし、終わったら情報は一回、もう全部送ったものは削除するというようなことがあったんですけど、そういうやり方を引き継いで学校がやるということになるのか、この2点を確認したいと思います。

会 長：課長、お願いします。

庶務課長：ご指摘のとおり、学校とその事業者が直接今度は情報のやり取りを行うということ

審 議 経 過

No.11

でございますけれども、研修等が終わったときには、区のほうに報告をもらうことにはなっております。そういうルールになっております。

また、ご指摘のとおり、クラウド上で個人情報のやり取りをした後、これについては、その情報は全部削除するということになっております。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：そうすると、今後はやはり学校がその情報をどう管理するかというのが、やっぱりそれなりに大変というかあると思うんですね。もちろんIDとパスワードで管理するというクラウドはみんなそうなんですけれども、なかなかやっぱり現実に、現場の先生方にとって、なるべく負担がというか、ないように。かつ間違いがないように、同時にと思えます。

同時に、逆に、今までは教育委員会を通して、いろいろやり取りをしていたのが、直接事業者と、いや、ここ間違っていますよとか、これちょっとこうなのでやってくださいと、学校が言えるというのは、それはそれで便利になるのかなという点もあると思うので、その辺のところのいいところと、大変なところと両方あると思うので、その辺はよく注意しながらやってもらえればなと思っています。

以上です。

会 長：課長、お願いいたします。

庶務課長：まず、個人情報为学校が取り扱えることになるということについてなんですけれども、個人情報の取扱い、これに限らず、学校では様々な子供の情報も含めまして、取り扱うことになっておりまして。それにつきましては、私ども教育委員会の庶務課のICTグループが現場に行き、取扱いをきちんと適正に行われているかを点検することになっております。

したがいまして、その点につきましては、今後もさらにこういう形で学校のほうに、ある意味では権限を持たせるわけですので、注意して、点検作業を行っていきたいというふうに思っています。

また、ヘルプデスクと学校との関係なんですけれども、昨年度と違いまして、今はどちらかというChromebookの操作というよりも学校でどんなふうな授業で行っていったらいいのかというような、そういうChromebookそのものの道具として、どんなふうに使うんだという問合せが、今ヘルプデスクと盛んに行えるようになっています。そういう意味では、私どものほうも今後のICT環境の整備としては、ヘルプデスクの充実が今後の私たちの一つのミッションなのかなと、そんなふうにも考えているところでございます。

会 長：ただいまの事項につきまして、ほかにご意見、ご質問はおありでしょうか。

特にないようでしたら、これを是とするか非とするか、確認をさせていただきたいと思えます。

本件につきまして、これを是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。ありがとうございました。

審 議 経 過

No.12

次の諮問に移りたいと思います。

区民相談課長：次の資料3から5、諮問第27号、28号、29号について、保健福祉部高齢者福祉課長よりご説明申し上げます。

高齢者福祉課長：高齢者福祉課の猪飼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮でございますが、着座にてご説明をさせていただきます。

まず、諮問資料の説明に入ります前に、事業のご説明をさせていただきたいと存じます。お手元のこちら、豊島区あんしんセンターのリーフレットをご覧くださいと存じます。

終活相談窓口のご案内ということでございますが、お聞きいただきまして、まず、「終活とは」と記載してございます。終活は、身の回りの整理や遺言・相続、葬儀のことなど、いずれやってくる「その時」に備える準備活動ということでございます。一人一人が「終活」を通じて不安を解消し、充実した生活を送るために、豊島区終活あんしんセンターがご相談をお受けするというものでございまして、本年2月15日に開設しております。この事業につきましては、豊島区民社会福祉協議会に委託しているというものでございます。

相談の流れと方法でございますけれども、左下でございます。終活の相談窓口でございますけれども、対象者を豊島区内にお住まいのおおむね65歳以上の方とご家族といたしまして、月曜日から金曜日、9時から17時までお受けしているというものでございます。

相談方法は、電話ですとかメール、そして窓口で対応しておりまして、相談例も記載のとおりでございます。終活の始め方を知りたいですとか、遺言や相続について考えていきたいということでございます。

右のほうに移りまして、こういったご相談に対しまして、情報提供をさせていただいたり、専門職による相談、弁護士ですとか、司法書士にご相談するというような相談を行っているところでございます。

また、上のほうに行きますと、右上に行きますと、講演会ですとか、出前講座、また出張相談会も開催するなど、様々なところでPRさせていただいて、相談につないでいくというものでございます。

その次に、資料3から5、関係資料ということで、終活情報登録事業についての案ということで、A4、1枚のペーパーをご用意させていただいております。この終活あんしんセンターの相談業務におきまして、来年の4月から新たに終活情報の登録事業を行ってきたいというものでございます。

内容について、ご説明させていただきますと、まず、目的でございますが、緊急連絡先や葬儀等の生前契約等の終活関連情報につきまして、ご本人のご希望によって、あらかじめ区に登録を行い、特定の者からの照会に基づき、登録情報を開示することで、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望に沿った終末期の医療・葬儀等の実現につなげるというものでございます。これによりまして、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものとするということを目的としてございます。

審 議 経 過

No.13

事業概要（１）の対象者でございますが、区内在住のおおむね 65 歳以上の高齢者で事業登録を希望する方としてございます。

事業内容につきましては、本人の申請に基づきまして、終活関連情報を区に登録するというものでございます。ご本人が病気ですとか、事故等で意思表示できなくなったとき、またはお亡くなりになったときに、警察・消防・医療機関・福祉事務所及びあらかじめ照会可能な者として登録された方からの照会に基づいて、区が登録情報を開示するというものでございます。

事業の流れでございますけれども、まず登録のところですが、①としまして、ご本人は、区に終活関連情報の登録を申請するというところでございます。ご本人が認知症等の疾病によりまして、意思能力を有しない場合は、後見人も申請可能としてございます。

②としまして、区は申請を受け付けたときに、本人に対して登録証を交付、ご本人様は登録証を保管、携帯するというものでございます。登録者自身からの登録内容の確認、また変更ですとか、廃止については、随時お受けするというものでございます。また、登録後に選任された成年後見人は、登録内容の確認を可能としているというものでございます。

開示でございますけれども、開示条件としましては、ご本人様が意思表示ができなくなったとき、またはお亡くなりになったときということで、警察・消防・医療機関・福祉事務所、照会可能な登録者から区へ照会した場合に、区は照会に対して、情報を開示するというものでございます。ご本人がお亡くなりになって、1 か月ぐらいい経過したときに、照会可能な登録者からの照会がない場合は、区から連絡を取って、必要があれば情報を開示するというものでございます。一番下にイメージ図を記載させていただいております。

裏面をご覧ください。

（４）としまして、登録情報・登録可能情報・情報開示期間ということで、登録情報につきましては、緊急連絡先、本籍、通院先・アレルギー等、リビングウィルの保管場所等々、記載のとおりでございます。また、登録可能情報は、ご本人様だけが登録可能なものもありますし、後見人の方もご親族の方も登録可能なものもございます。情報開示期間につきましては、それぞれの項目ごとに設定をさせていただいております。

（５）としまして、登録情報の開示先、開示方法でございますが、警察・消防・医療機関・福祉事務所につきましては、口頭または書面。また照会可能な登録者につきましては、書面ということでございます。この登録情報ごとに開示先を選択可能ということで、あくまでもご本人の希望ということで対応するというものでございます。

（６）は、情報取り扱い期間でございますが、登録手続きが完了した日から、ご本人がお亡くなりになった日、または転出された日より 5 年が経過する日まで保管しておくものということでございます。

事業の実施方法につきましては、終活相談窓口を委託している豊島区民社会福祉協議会に委託するというふうに考えてございます。

情報の保管方法は、まず紙ベースで社会福祉協議会が保管ということで、終活情報登

審 議 経 過

No.14

録票、その他申請に係る書類一式でございます。

2番としまして、データにつきましては、社会福祉協議会と区が双方に保管というものでございます。内容については、記載のとおりでございます。

3番のスケジュールですが、本年12月、今の個人情報保護審議会にお認めいただいた後に、来年の2月から3月にかけて準備をいたしまして、4月から事業を開始したいということでございます。繰り返しになりますが、終活相談窓口の支援策の一つということで展開したいというように考えてございます。

それでは、引き続きまして、資料3、諮問資料（収集禁止事項）からご説明させていただきます。

なお、この終活サポート事業の運営委託につきましては、本年3月29日に本審議会でご報告してある委託事業でございます。

それでは、件名を申し上げます。終活情報登録事業における終活関連情報の収集ということでございます。

業務の概要の内容でございますが、令和4年4月1日から、「終活サポート事業運営委託」で終活情報登録事業を実施するというものでございます。本人からの申請に基づき、終活関連情報を区に登録し、本人が病気・事故等で意思表示ができなくなったとき、または死亡したときに、特定の者からの照会に基づき、区が登録情報を開示するというものでございます。

対象者と収集方法につきましては、記載のとおりでございます。

4番の収集の理由でございます。終活関連情報を、本人が意思表示できなくなったときや死亡したときに、特定の者からの問合せに限定開示することで、本人の意思を的確に伝達し、本人の希望に沿った終末期の医療・葬儀等の実現につなげるものでございます。これによりまして、ご本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものとするということを理由とさせていただきます。

5番の諮問理由につきましては、一括承認基準の類型に該当しないということでございます。

6番の取り扱う個人情報でございますが、ご本人から収集するものとしまして、あくまでもご希望ですけれども、本籍に関する事、医療に関する事、臓器提供の意思、献体登録先、生前契約等に関する事、お墓に関する事ということでございます。

収集する時期及び期間は令和4年4月1日からでございます。

続きまして、資料4をご覧ください。

諮問資料（電算処理）でございます。終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理でございます。業務の概要1の内容でございますが、終活情報登録事業において、本人同意のもと個人情報等を収集し、電子データでの保存等、電算処理を行うというものでございます。

対象者と理由は、記載のとおりでございます。

5番の諮問理由でございますが、審議会事前一括承認基準の類型に該当しないためということでございます。

審 議 経 過

No.15

6番の取り扱う個人情報ですが、電算処理するものとしまして、本人情報、登録申請者情報、緊急連絡先、本籍、筆頭者等々記載のとおりでございます。

電算処理する時期及び期間は、令和4年の4月1日からでございます。

続きまして、資料の5をご覧くださいと存じます。

諮問資料（業務委託）でございます。終活情報登録事業の業務委託ということで、本事業は、終活情報登録事業を「豊島区終活サポート事業運営委託」の実施内容に追加して行うものでございます。

内容、該当者等は記載のとおりでございます。

委託理由でございますけれども、令和2年度から豊島区終活あんしんセンターを開設し、高齢者の終活に関する相談窓口を設置しております。既に終活に関するノウハウを持つ事業者を活用し、既存の終活相談窓口等の運営、相談支援業務と一体的に実施するほうがよりスムーズな案内や登録が期待できる上、コスト面でも効率的であると考えているからでございます。

6番、取り扱う個人情報でございますが、別表6、取り扱う個人情報の項目のとおりということで、別表をご覧ください。

「取り扱う個人情報」の項目でございますが、1としまして、事業者が必要に応じて収集する情報ということで、①番から③番までということで、本人情報、後見人、緊急連絡先等々、記載のとおりでございます。

また、2番として、区が収集して事業者に提供する情報としまして、本人の高齢障害システム上の宛名番号ですとか、転出された場合ですけれども、転出先の住所をお知らせするというものでございます。

また、上記1の①から③に関する事項につきまして、プロポーザルによる委託事業者が変更になった場合に、次の事業者へ引き継ぐためということで考えてございます。

その下の7番の「情報の保護」の項目をご覧ください。

さらに別紙1をお付けしてございますけれども、特記事項のうち、修正した事項として記載してございます。変更した条項につきましては、第2条の取り扱う個人情報の範囲等、（1）受託業務の処理のために収集する次の個人の情報。また（2）受託業務の処理のために甲から提供される次の個人情報というところでございます。

変更した理由につきましては、特定される範囲の内容を明らかにしたということで、上記取り扱う個人情報のとおりでございます。

すみません、資料5にお戻りいただきまして。8番、審議する対象範囲でございますが、別紙2「流れ図」をおつけさせていただいております。この「流れ図」におきましては、1としまして、委託事業者と申請者との関係。（1）に本人又は後見人から委託事業者への情報と。

また、2としまして、区と委託事業者との連絡調整。（2）、（4）につきましては、委託事業者から区へ。（3）につきましては、区から委託事業者へという内容でございます。

委託先につきましては、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会ということでござい

ます。

契約締結予定日は、令和4年4月1日でございます。

ご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はおありでしょうか。

A委員：よろしいでしょうか。

会 長：A委員、お願いします。

A委員：これ、高齢福祉課長に聞くべき問題なのかというのがよく分からないところはあるんですが、端的に言うと、本人の希望に沿った葬儀等を実現するために、お墓に関する情報を収集して、それを利用するというふうなことは、憲法の定める政教分離条項に違反しないのかというふうなことと。それと関連して、その他本人が希望する内容を収集するというふうなことがあるわけですが、本人が自分の信仰する宗教や宗派に従った葬儀をしたいというふうなことで、自分の信じる宗教や宗派に関する情報を伝えておいたときに、それを区がリスト化して持っておいて、それを活用して円滑に葬儀が行われるというふうにするのは、これは憲法の定める政教分離条項に違反するかしらないかというふうなことについて、課内で何か検討されたかどうかというふうなことについて、お聞きしたいんですけれども。

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：例えば、公費が寺院等に行くようなそういったところは、政教分離のところには違反するというのは確認を取っておりまして、例えば助成事業、助成したものが寺院に直接行くような、そういったところは触れるというふうに考えております。

今回につきましては、本人の希望、例えばお墓の場所とか、その情報を預かったものを伝えてほしい人にお伝えするということですので、特段そこには引っかけられないんじゃないかというふうに考えておりますし、横須賀市のほうも、既の実施しているというような状況もありますので、この辺は心配ないかなというふうに考えたところがございます。

A委員：心配ないかどうかについて、私の意見を述べると、後者のほうですね、つまり本人が宗教、宗派を伝えて、それをリスト化して持っておいて、それを有効に活用するとかということになると、これは恐らく違憲違法になるのではないかというふうな気がします。

というのも、まずは、これ目的が本人の葬儀の実現というふうなことで、判例上、要は目的が世俗的なのか、宗教的なのかというふうなところの区分が一つ重要になってきて、葬儀というのは、果たして、これ社会的儀礼行為で世俗的なものなのか、それとも、宗教的な儀式なのかというふうなことは、恐らく場合によるので、一義的に言えないわけですよ。

次に、では、そういうふうな本人が自分の宗教、宗派にのっとった葬儀を行うことを推進するように、政府が援助をするというふうなことは、その政府の行為の効果として、やはり宗教を援助、助長、促進する可能性があるというふうなことは否定できないわけですね。ですので、恐らく、これ宗教、宗派に関する情報を収集して集めてしまう

審 議 経 過

No.17

と、違憲違法になるのではないかというふうなおそれが極めて強いというふうに思います。そこは注意していただきたいと思うわけです。

横須賀市がやっていますけど、地方公共団体がやっている行為が判例上、政教分離に違反するというふうになって、違憲違法とされる例は非常にいっぱいありますので。特に裁判所は、政教分離に関しては厳しい判断をするので、だから、その情報の収集、特に葬儀関連の情報を集めるときに、それが政教分離に違反しない形で情報収集するというふうなことは、厳に徹底しないとイケないと思われるのと。

では、これお墓に関する情報を集めるのが政教分離に違反するかというのは、これ極めて微妙なところだと思っていて、要は多磨霊園とか、雑司ヶ谷霊園にあるというふうな場合はいいんですけれども、名称が正確ではないかもしれませんが、例えば、佼成霊園にありますと言ったら、その人が立正佼成会の信者であるというふうなことが高い確率で分かるわけですし、あるいは、池田記念墓苑がこれお墓の場所であるというふうなことになったら、恐らく創価学会の信者であろうというふうなことが極めて高い確率で分かるわけですので。これお墓に関する情報というのは、恐らくその人の信仰に関する情報というふうなものを政府が収集するというふうなことになってきて、それを葬儀等、つまり宗教的な儀式のために利用するというふうな可能性につながる。つまり宗教を援助、助長、促進する可能性があるわけですので、ただ、全体的に、要は葬儀というふうな社会的儀礼行為を促進するためのものであるというふうなことで、目的が世俗的であるというふうなことを強調すると、合憲になる可能性もあるんですけれども、やり方によっては、違憲と合憲のボーダーライン上にあるような話なので。

ですので、結論として、お勧めしたい方向性としては、まず、その他本人が希望する内容に関して、政教分離条項と触れるおそれがあるような情報、つまり本人の宗教、宗派に関する情報は集めない。お墓に関するものというのは、これ何かここで集めてしまうのではなくて、例えば、リビングウィルとか、エンディングノートの保管場所について書いていただいて、その中で相談を受けるわけですから、その中にお墓の場所とかも書いておいたほうがいいですよというふうに言うておくほうが、訴訟になるかというとならないだろうと思うんですけれども、万が一、住民訴訟になって、政教分離違反で何か判例に名を残すというふうなことはないのではないかと。要は、何かお墓に関する情報という、まさにその人の信仰内容と関わる可能性がある情報を集めるだけの必要性がそんなに高いのかというと、何かそれはリビングウィルとかのエンディングノートの中で書いておけば済むことであろうとは思っています。ちょっとそこら辺、どのように判断されるかお聞きしたいんですけれども。

会 長：課長からお願いいたします。

高齢者福祉課長：ご指摘ありがとうございます。政教分離については、やはり慎重に対応しなくてはならないというふうに考えておりますので、ご指摘いただいたエンディングノートに記載するとか、そういった方法とかも考えながら慎重に、また、法務のほうにも確認しながら対応を進めていきたいというふうに考えてございます。どうもありがとうございます。

審 議 経 過

No.18

会 長：D委員、お願いします。

D委員：この制度、登録という制度をつくられたのが、本人の意思の表明できなくなったような段階で、それまでの意思を希望を実現していくということにあると思うんですけども、その照会。まず、この今日の関係資料で頂いたほうでいうと、特定の者からの照会という、この福祉事務所までの例示の後の、あらかじめ照会可能として登録された方というのは、本人のみが登録して、例えば葬祭業者とか、そういう当時本人が特定の者として、予定していないような人からは照会できないということですよ。

会 長：課長。

高齢者福祉課長：おっしゃられるとおりです。あくまでもご本人様が望む登録の項目と、あと、相手方ですね。例えば、妹さんに伝えてほしいとか、そういうことで、こちらのほうで照会可能な方を位置づけるというようなところでございます。

会 長：D委員、お願いします。

D委員：そういう本人が伝えてほしいという相手に対して照会できるようにするという制度だとして、最初の登録のところが、後見人が選任されているような場合というのは、本人は意思能力として、こういうことができなくなっている場合なんですけど、後見人がいない場合に親族と。そこが一番私は引っかかっておりまして、親族というのは、複数おられて、その意思が対立していることもあり、お墓の場所なんかについては、本当に本人が契約している本人名義の契約のあるお墓であれば、ある程度固まるとは思うんですけども、ご夫婦が別居されて、看ている親族が違うときなんか、お父さんはこちら、夫はこちらのお墓に入ったけれども、妻が亡くなったときにどうするかとかというのは、親族間で非常にもめたりするので。そういうお墓がここに決まっているとか、臓器提供の意思、献体登録、その後ろで親族が提供できる情報というところを本人と差はつけてあると思うんですけども、お墓の所在地や本人の名義で契約していないものをここだというふうに親族が登録できるということには、非常に後に紛争を生むのではないかなと。それが公権的な登録のように親族間では使われてしまうと思いますし、ちょっと全般的にも、親族というのが範囲が不確定で複数い得るので、本人でない場合というのは、後見人は本人の包括的な代理人になると思うんですけども、これも、ちょっと制度としては、慎重に可能な登録者を確定していただくほうがいいのではないかなというふうに思ったんですが。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：ご指摘ありがとうございます。確かに親族のところは、おっしゃられるところはあるかなと思っております。相談対応の中で、この辺、ご照会していくというようなことを考えていきたいと思っておりますし、他の自治体の例を参考にさせていただいて、ここまで入っていたので考えているんですけども、今のご指摘を踏まえて、もう少し慎重に要件を設定していきたいと思っております。

ご親族で残られていて、後見人にはなっていないんだけど、そこは排除する理由のない方も大勢いらっしゃいますので、そこをうまく対応していきたいなと思っております。ご指摘ありがとうございます。おっしゃられるとおりだと思います。

審 議 経 過

No.19

会 長：B委員、お願いします。

B委員：そもそも、まず収集禁止事項を収集するというのが一つの諮問の内容なんですけど、では、一体何がそもそも収集、本人同意があるというか、それこそ本人が登録したいと思ってくるにもかかわらず、そういう内容とはいえ、やはり収集禁止事項であろうということで挙げられているということだと思うので。やはり一つは、先ほど話があったようなお墓とかというのが場合によっては宗教に当たる、信教の問題とかあると思うんですけど、これら全てが基本的には収集禁止事項という、こういう感覚ということで挙がっているということで、よろしいのでしょうか。

会 長：どうぞ、課長から。

高齢者福祉課長：所管課とも相談しながら、できるだけ範囲を広く取ってご議論いただいたほうがいいかなと思ひまして、このように項目を挙げさせていただいたところでございます。

会 長：B委員。

B委員：そもそも行政が集めてはいけない内容に当たる可能性があるというか、そういう認識を持って、この審議会にかかっているということでは、やはり慎重にする必要はあるんだろうというふうに私も思いました。それから、慎重にというのは、どこまでその内容を区が持つかと。行政が持つべきなのかということがちょっとまず大事なかなと。

ちょっと私も、先ほどお話のあった横須賀市というところがやっているということもあったのを今も聞いたんですけど、やっぱりそこでは無縁仏みたいなところへ入る人も多かったのでもみみたいな感じで、結構、お墓のことがちょっと争点で書いてありますけれども。そもそも区として、これをやっていこうという一番の目的というのは、何かどこなんでしょうか。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：まず、終活あんしんセンターをそもそも設置したところについては、やはり独り暮らし世帯の高齢者の割合が高い豊島区では、老後の心配というのが大きな課題だというふうに考えております。身寄りのない方も大勢いらっしゃいますので、この先どうしたらいいんだろうと、そういったところの不安を払拭したいという目的で終活あんしんセンターを立ち上げたわけでございます。

今回の登録事業につきましても、やはりお一人でお身内が遠方にいらっしゃるとか、なかなか連絡がつかないとか、結構な数で、私ども高齢者福祉課でもケースワークで対応させていただいていますけど、そういった中で、こういった認知機能が衰えて、ご自身の意思が、希望が伝えられない、そういうような状況になる方も多いと。希望が言えるうちに、今のうちに希望を伝えておく。何かあったら誰かに伝えてほしいというようなことも、この間の終活あんしんセンターの相談の中でも出てきたところですので、それであれば、横須賀市の先行事例も踏まえながら、より安心な、区に情報を登録していただいて、何かあったら対応する。例えば、外で倒れて、この登録した携帯証を持っていれば、区に連絡が来まして、そのときの例えば病状とかでも、登録もできますので、そういったところを速やかに提供できるというようなこともあります。そういったとこ

審 議 経 過

No.20

ろで必要ではないかというふうに考えたところです。

やはり、ご本人の希望をしっかりと伝え、かなえるというところが大きなところかなと考えております。

会 長：B委員。

B委員：それで、そういう意味では、ご本人からの希望があって、初めて成り立つ事業で。ただ、私ももう一つ心配だったなと思うのは、遺言なんかもそうですけれども、結局、今の時点ではそうなんだけど、これから長くいろいろなことをやっているのと、例えば、この人に相続させたいといった人がもう死んでしまったりとか、あるいは、その間も、いろいろやったら今度はけんかをして、仲たがいで、この人にあげたくないとか、そういうことがまま起きるわけです。遺言の書き直しをして、それが、また今度別の親族から、あれはおかしいのではないかという意見が来ていたりというようなことが起きるので、そこの部分に行政があまり関われないところもあるのではないかと。そういうところが、私はちょっと思っていて、実際にこれをどんなふうにご利用されていくのかという点では、先ほど議論がありましたけれども、ここで出た、例えば、こんなものということに、リビングウィルの保管場所とか、エンディングノートの保管場所、遺言書がどこにあるかないかということも含めて、ここまではあるけど、それ以上の情報というか、一応そういう形で、情報提供を持っていますよという程度のところまでになっているのかなと思ったんですけど、そういうことでいいんですかね。

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：はい、そのとおりでございます。遺言書の内容まで踏み込むことはありませんので、この場所ということです。今、委員がご懸念の、やはり1回遺言は書いたけれども、その後状況の変化によってということも確かにあると思いますし、ほかのことで、緊急連絡先でも、何かこの登録情報に変更があった場合には、随時ご連絡をお受けするような形を考えております。それも待っているだけではなくて、登録者の方へ、こちらのほうから確認というか、その後の状況をお聞きすることをしまして、何といたしましょう、その人の終活だけではなくて、福祉的な対応もしていきたいなと思っておりますので、1回登録したからおしまいということにはしないようにしたいなと考えております。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：もしそういうふうにするのであれば、今回情報は、委託なので、一つは、社会福祉協議会、プロポーザルで今回受託するということになったということで。既にやっているところに、今度そこに、この事業を委託するということなんですけれども。そうすると、情報を管理しますよね、それと社会福祉協議会というのは、半分区みたいな、半官半民みたいなところがありますが、しかし、情報としては、民間ということではないですか、それと行政の情報のやり取りみたいなのはどういうふうになっているのでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：受付は、社会福祉協議会でやっていただきますので、申請書、紙ベースで出てきますけれども、その申請書を登録すると、受け付けると。それをデータで入力して、

審 議 経 過

No.21

電子媒体でも保管するというごさいます。タイミングを見計らって、区のほうにその情報を記憶媒体で頂くということをごさいます。

頂いた記憶媒体を基に区も管理をしまして、あと、お亡くなりになった情報ですとか、転出した情報は区のほうでありますので、そういった変更があれば、ご本人に確認していく。また、社会福祉協議会にも情報提供する、そういったことを考えております。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：すみません、行政がやっているんだけど、民間によく委託しまして、そうするとその間で情報をどういうふうに取り取りするかという点では、すごくちょっと難しいときもあると思うんですけど、そうすると、行政というけれども、一応、高齢者福祉課がその情報は管理をするということによろしいんですね。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：おっしゃられるとおりです。高齢者福祉課で管理いたします。

B委員：分かりました。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：それで、ついでにもうちょっと聞くんですけど、ここで登録情報の開示先、開示方法と書いてありますけれども、警察・消防・医療機関・福祉事務所、口頭または書面で登録情報ごとに開示先を選択可ということなんですけれども、これは表で、1ページで見ると、何か本人が意思表示できなくなったとき、または死亡したときという、このときだけということによろしいですね。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：おっしゃられるとおりでございます。ご本人が意思表示できれば、ご本人確認していただくということでございます。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：一般的には意思表示できなくなったときというところで、認知症とかそういうこともあると思うんですけども、先ほど言ったように、どこかで倒れてしまいましたみたいなときというときは、もう一回改めて聞くんですけど、どういう手順で、その情報が開示されていくということになるのでしょうか。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：例えばですが、外で倒れられて、意識不明になっている状態というところで緊急性が求められているというようなときは、携帯しているところで、社会福祉協議会に情報が入っているということがわかれば、連絡してもらって。そこで例えば、ご本人が開示してよいということになっていれば、今通っている医療機関ですとか、病名ですとか、どういうアレルギーを持っているですとか、そういった情報を速やかに提供して、ご本人の命の問題に関わってきますので、そういう対応をしていきたいというように考えてございます。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：それで、あと、この福祉事務所・警察・消防・医療機関というのは、結構今みたいなときというのは分かるんですけども、福祉事務所というのは、具体的にどういうこと

審 議 経 過

No.22

になるんでしょうか。

会 長：課長から。

高齢者福祉課長：福祉事務所機能ということでございまして、例えば生活福祉課ですとか、私ども高齢者福祉課、また子育て支援課、福祉総務課等々、区役所の中で福祉事務所機能を有するところということでございます。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：それも考え方として、ここはどちらかというところ緊急避難以外のときにとということになるんでしょうかね。警察・消防・医療機関というのは、結構そういう危機のときは、多分すぐそういうふうになると思うんですけど、この福祉事務所というのは、私も組織的には分かりますから、さっき言った高齢者福祉課とか、障害福祉課とか、そういうところが入るんだと思うんですけど、そこが開示請求を、生活福祉課とかが開示請求をするというのは、変な話、同じ区であっても、勝手にはやらないんだろうと思うんですけど、どういうことを想定しているんでしょうか。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：すみません、例えば、お亡くなりになった後に、生活保護を受けていた方がお亡くなりになった後に、その方の情報が、ご本人のご希望が書いているというようなところが想定されますので、まさに緊急的というより、少したつた後のところで必要になってくる情報かなというふうに考えております。こちらにつきましても、あくまでも、ご本人が希望なさる場合ということでございます。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：結構、今、私しゃべりながらもなかなか難しいんだなと。同じ豊島区といっても、高齢者福祉課が持っている情報ですから、ほかの課が同じ区役所だから勝手に何か見たり、そういうことはできないようになっていきますよということがはっきり分かりましたので、その辺は、ちょっと大変だけど安心というか、そういうふうになっているということが分かりました。

結論的には、私はちょっとなかなか実際には、こういうところを区がこういう情報をご本人から預かってやるということは、一つ試験的にというところ変ですけど、やる方法はあるかとは思いますが、なかなかこれが本当にどううまく活用されるかというか、ご本人が思ったような形でなるかどうかということについて、やっぱりちょっと想像できない面とかがちょっとあります。反対はしないんですけど、そここのところ、先ほど学識の方からも意見があったような形もありますので、慎重に、まずお願いしたいなと思います。

以上です。

会 長：E委員、どうぞ。

E委員：1点だけ、教えてもらいたいところがあって、後見人のところの範囲なんですけど、法定後見人に関しては、これは申請することはできるんですかね。裁判所から選任されたという形の、そこを教えてもらいたいなと思ったんですけども。

会 長：課長、お願いします。

審 議 経 過

No.23

高齢者福祉課長：裁判所から選任された後見人ができるということでございます。

会 長：E委員、どうぞ。

E委員：そこが少しだけ気になっていて、法定後見人が選任されるときには、多分本人は意思能力がないという形になっているかなと思うんですけど、臓器移植とか、そういうものもそうなんですけど、特に、さっき言った宗教的なものに関して、公開されたくないという意思がある場合も、その前の後見人に会う段階では、もう意思がないので、それを言う、言わないという、意思はないにもかかわらず、法定後見人がその知識、周りから聞いていて、それを何も言わずにぼんと入れるというのは、結構、法律的には本人と同等のことなんだろうけど、結構嫌な人もいるのかななんて思っているんですけど。逆に、そこが僕ちょっと唯一気になったかなと思ったんですけど。

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：裁判所から選任される後見人さんですので、私どもも関わっていきますので、信頼のおける、ご本人にとって、ご本人の後見をするということですから、そういう信頼に足る方が選任されているという認識ではございます。

あと、臓器提供の意思ですとか、遺言書の保管場所等々についてはできないという取扱いにしております。

会 長：E委員、お願いします。

E委員：多分、東京の場合というのは、ほとんど家があったりする場合は、弁護士の先生ですよ、親族がされるということがあるんですかね。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：ほとんど弁護士の先生ですとか、司法書士の先生が多いです。中には親族の方が選任される場合もございますが、裁判所のほうの判断がございまして、どの親族の方が後見人にふさわしいのか、そういった判断があるという認識でございまして。圧倒的に弁護士の先生、そして司法書士の先生が多いという実態でございまして。

会 長：E委員、お願いします。

E委員：そこが結構問題かなと思っていて、逆に、親族だったら裁判所のほうが親族関係をチェックしているから、この人は問題ないというから、多分登録するのは問題ないという話で、僕が問題にしているのが、会ったことがない弁護士の先生、司法書士の先生が、人間的には問題ないかとは思いますが、会ったことのない人が聞いていて、その宗教上のものを言っているのかというところはポイントなんです。逆なんですよね、僕が気になっていたのは。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：先ほど、宗教的なこともご指摘いただきましたので、そういった対応、例えば、ここのお墓の所在地、後見人も丸になっていますけれども、この部分、取扱いを、例えばエンディングノートのほうに変えろとか、書いていなければ、それでないということですから、そのような形に変えていきたいなと思っております。

いずれにしても、ご本人の希望をかなえられるように、また誤解を招かないように、慎重に対応させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

会 長：D委員、お願いします。

D委員：すみません、弁護士として後見人をやっている経験から、ちょっと言いますと、多分後見人としても、もう選任されているのに、新たに何か照会可能な情報を登録しないといけないという必要性がなかなか生じないと思うんですね。元後見人として、亡くなったときには、例えば、遠縁の相続人の方にきちんと本人が契約していたお墓はここで、本人はこういう希望を持っていましたということを伝えると思います。

それと成年後見人が選任されたからといって、本人の意思があらゆる場面で表明できないわけではほとんどなくて、民法でも、ノーマライゼーションの理念で、なるべく本人の意思を尊重して、本人の意思決定や意思表示を支援するという形で、ふだんから業務はしているので、本人の意思が全然分からないところで、それを特に大事な情報なので、他に伝えてしまうということは、あまりないと思います。必要性が生じて、そういう普通ではないことをやる時は、裁判所にも相談したりするんですけど、常に本人の最善の利益を図るために、どういう方法が適切かということでやるので。

多分、既に後見人が選任されていて、新たに登録するという場面が、あまり実はないのではないかなという気がします。かえって、成年後見人を選任されたときに、ご本人に近い親族がなくて、こういうことでご本人が何を考えていたか分からないとき、登録してあって、それが公的な、かなりお金を取る民間とかがあったりするので、最近そういうところがあり、心配なところがあるんですけど、こういう社会福祉協議会とか、区のほうからきちんと照会可能というふうになっていると、かなり本人の意思に沿った業務がしやすいのではないかなとは思いますが。

すみません、以上です。

会 長：F委員、どうぞ。

F委員：すみません、登録者自身からの登録内容確認、変更、廃止は随時可能なんですけれども、そのことで2点お伺いしたいことがありまして、登録者自身の本人確認はどうするのか、どういう手段、例えば電話とか、メールとか、面前でとか、そういう取扱いはどうなるのかということ、1点。

それから、ご本人が倒れられて、後見人、あるいはご親族が登録しましたと。その後、ご本人は回復されましたといったケースは想定されておりますか。どうなりますでしょうか。

以上です。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：変更の手続につきましては、基本的には、窓口に来ていただいて、本人確認を身分証明書でした後に、手続に入るというように考えてございます。

2点目のご質問なんですけれども、例えば、先ほど例で申し上げましたけど、倒れられて、そのとき、一時的に意識がなくなって、医療情報とかを提供しました。回復されました。回復されれば、意識がある状態ですから、その方と区でもやり取りしますので、こういった情報を提供しましたというところは、お話をしたいと思いますが。あとは、意思がしっかりしていれば、もうそこは、それ以上の情報は提供しないというふうで考

審 議 経 過

No.25

えております。意識のない状態が継続した場合は、やはりこの目的に沿った部分ですので、対応していくということで。

F 委員：すみません、ちょっと質問の意図が伝わっていなかったみたいで申し訳ないです。

倒れられてから、意思能力がないということで、親族がこの方のご本人のご意思はこうこうでということをして社会福祉協議会で登録されました。その後、ご本人が回復されました。そういった場合には、登録者とご本人が違うわけですがけれども、この後どうなりますかということのお尋ねでした。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：親族の方が、ご本人の代わりに登録されたというケースになりますので、あくまでも登録者はそのご本人の方、ご親族ではなくて、ご本人の方ということになると思うんですね。回復されれば、ご本人の方に確認をいたしますので、あくまでもご本人の登録情報ということでございます。すみません、失礼いたしました。

会 長：G 委員、どうぞ。

G 委員：やはりいろいろな問題が出てくると、政策的なところに内容を掘り下げていかないと判断できない部分があって、この委員会では、是か非かという結論だけなので、現時点でもって、いろんな問題点、指摘はできるんですけども、結局は是か非かという結論になってしまいますので、疑問のある部分について、ここで質問をしながら、納得するかしないかということになってしまうと思うんですけども。いわゆる情報公開を本人は、必要があればこの内容はオーケーですよ。ところが請求者は公共機関、公共機関はいろいろそれぞれ自分の専門分野の情報を持っていますよね。だからあえてここに聞かなくても、最低限持っているものもあるし、どうしても正確な内容をここで保管されておれば尋ねるといっても、利便性があるかもしれないけれども、基本的には、情報機関が独自の業務範囲内において持っている情報は必ずあると思うんですよ。だからあえて、その確認であれば、非常に限定した中でできるような気がするんですよ。

先ほど来、質問をされている中には、やっぱり親族とか、後見関係の部分やなんかですと、これいろんなサイドからの利害関係が絡んでくれば、この情報が私本人も正しいかどうかというのは記載できない内容もありますよね。例えば、メールアドレスなんていうのは、現代的な課題ですけど、いろいろ変える可能性もあるし、パスワードやなんか絡んでくるし、また障害の程度も、これ年金とか、そういう影響をしていけば、必ず関係機関の情報を持っていますよね。臓器提供なんかでも、保険関係や何かでも把握できている話だし、あと、やっぱりエンディングノートとか、通院先、アレルギー情報とか、こういうのは本人そのものが果たして判断して、正確に記載させるかどうかというのは、我々自身も自信がないですよ。

そういったことを考えると情報の中で、相当個人に踏み込んだ内容と行政機関ではっきりと判断できるようなものも相当ありますので、行政が踏み込んでやる内容については、本人も分からないような情報を提供しても、それが果たして有益なのかどうかというような部分もあります。私はそういったところ、非常にちょっと心配な面がありますので。非常に行政が踏み込んだ形で、高齢者に対するエンディングに対する対応とい

うことで、非常にいい政策だとは思うんですけども。

ただ、やっぱりそういう部分では、非常に、ちょっと私としても、逆に行政が当事者間で苦勞するような場面が出てくるのではないかというような気がしまして、相当正確な情報に基づいて、確実に回答できるものに情報を絞ってやれないものかなというふうな感じがするものですから、一概に是か非かというような、ちょっと回答はできないなというふうな感じがあるんです。

会 長：課長、どうぞ。

高齢者福祉課長：ありがとうございます。先ほど申し上げましたけど、やはり高齢者の方が身寄りが少ない、または身寄りがいない、老後どうするんだろう、心配だというところで、まず、相談につながってほしいなと思っているんですね。現在の生活の不安でも、こちらに来て窓口つないで対応させていただきたいと思えますし、やはり漠となる不安を、ではどうしようかというのも、これこの間できたばかりなんですけど、エンディングノートなんですけど、「終活あんしんノート」とありまして、これを一緒に、相談をお受けしながら、ご本人の確認をしていくということで、ご本人に書いてくださいだけではなくて、寄り添った相談を対応していきたいなと思っております。終活だけではなくて、現在の生活の心配があれば、高齢者総合相談センターにつないでいくということで、寄り添った中で、ご本人の希望を尊重できるようなそういった制度をつくりたいというところでの登録事業でございます。

まだ、こちら終活あんしんセンターも2月15日からの取組で、具体的な支援策が、相談をお受けして情報を提供するという事は随時やっているんですけども、そこから一歩踏み込んだところがないものですから、相談をお受けしながら、そのニーズを聞いて、それで支援策をつくっていききたいなと。

このあんしんノートにつきましても、今まで社会福祉協議会のほうでエンディングノートはあったんですが、より内容を充実させて、弁護士の先生、また医師会の先生にも監修いただいた、そんな内容になっておりますので、こういったものをやり取りしながら、ご理解していただきながら、その次の支援につなげていきたいと。そのうちの一つが、この登録事業ということで。あくまでもご本人が私はいいいよということであれば、これは利用しない。ご本人の希望でやはり亡くなったときに、この人には知らせてほしいなというご希望があれば、それをかなえるということも必要なのではないかとこのように考えてございます。

先ほど委員もおっしゃられていましたけれども、やはり民間のこういったものを扱うところが、信頼できる会社も多くあると思うんですけども、ちょっとなかなか対応しないというようなところもよく聞こえてくるということもありますので、私どもも、まだ、この取組を始めたばかりですけども、区民の方のニーズを捉えながら、また、いろいろこの終活に関する事、また他の自治体の動きも横にらみしながら充実したものにしていきたいというように考えてございます。

様々ご心配のご指摘を頂戴しておりますので、そうした部分には、慎重に対応させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

審 議 経 過

No.27

会 長：ほかにご意見、ご質問がおありでしたら。

C委員、お願いいたします。

C委員：ちょっと時間もかなり押していますので、すみません、ちょっとですけど。

先ほど、誰が申請するかということで、いろいろ委員のほうからも疑問が呈されていたところなんですけど、登録申請者のほうにも同じ問題がありまして、つまり、例えば相続とか、相続順位が高いにもかかわらず、この人は個人的にあれだからということで、相続順位が下位の者を登録申請者にしておくということになると、本来の相続者に対して、伝わるべき情報が伝わらないといったこともあるので。だからこれ、今のところ、いただいたこの内容だと登録申請者というのは本人が自由に選べるというふうになっているんですけど、これ何らかの順位づけをしないと、ちょっとまずいのではないかというふうに思います。これが1点目です。

2点目が、申請者のほうの問題なんですけど、今度は、とてもちょこちょこ出ていましたけど、後見人とか、あるいは親族も申請可能とあるわけなんですけど、後見人とか親族はこういった情報をお持ちであるということは、本人が亡くなっても持っているわけだから、特に、登録する意味はあるのかというのが、そもそも疑問としてあるんですね。わざわざ後見人とか、本人ではなくて、後見人とか親族に対しても申請できるものとした理由をお聞かせいただきたいというのが2点目です。

3点目は、いただいたこれだと、本人が死亡、もしくは意思表示できなくなった段階で、直ちに登録者のほうに情報が行くのか、それとも、登録申請者のほうから照会があって初めて照会されるのか、これどっちなのかちょっと分からないので、どちらなのかというのを示していただきたいというのが3点目で。

4点目が、最後になるんですけど、これ警察とか消防に対しても開示するとなっているわけなんですけど、ここに書いてある情報というのは、結局、後始末とってはあれですけど、要は、死後のこういったいろいろな相続関係とか、そういったことを処理しなければいけない人が頂くべき情報なのであって、消防とか、警察に対して、こういった情報を一括して渡してしまっているのかという、結局、彼らはやらないわけですから、だから警察とか消防に対して渡す情報については、これは限定したほうがいいのではないかと、こういった情報、かなりセンシティブな情報も入っていますので、パッケージングで渡すのは、ちょっとこれは個人情報保護の観点から問題があるのではないかと思います。

以上です。

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：ありがとうございます。1点目のご質問ですけれども、親族の優先順位等々のご指摘いただきました。その辺は十分に検討していきたいなと思っております。

2点目の後見人が登録する必要があるのかというようなところでございますけれども、こちらについては、基本はご本人かなと思っております。当然、後見人の方であれば、必要な情報は知っているというところですので、そちらについては、基本的には、ご本人の意思というところでございます。後見人の方については、いろいろ考えたんで

審 議 経 過

No.28

すけれども、例えば、倒れたときに、後見人の方にすぐ連絡がつくのかどうか分からないといったようなところもあって、念のために近いんですけれども入れておるところでございませぬ。例えば医療機関の情報とかです。後見人の方にすぐ連絡がつけばいいんですけれども、そうではない場合にご本人がカードを携帯していれば、その連絡で対応できるというところでございます。

あと、3点目につきましては、基本的には照会があってから答えるということで、今考えておりますのは、パッケージで全部ということよりも緊急連絡先を開示していいのかどうか。通院先を開示していいのかどうかということで、個々に開示先を警察とか分けて、個別具体的にやっておりますので、全てその情報を警察に渡す、消防に渡すということは考えてございませぬ。

以上でございます。

C委員：ありがとうございます。大体解決したんですけど、やっぱり1点、後見人が登録するという事は、それで、ますます分からなくなったので、つまり亡くなったときに、登録者のほうから通知が行くというのではなくて、あくまでもその場合だと、亡くなった場合であっても、登録申請者のほうが照会しなければということなんですね。そうであるなら、ますますもって、後見人とか親族に対して、登録対象にしているということが分からなくなったんですけど、かえってトラブルのもとになるのではないかなと思うんですが。果たして、これらの人に対して、登録を認める意義は何なんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：繰り返になってしまうんですが、ご本人が倒れたときに、後見人の方に連絡がつくかどうか分からない。そういったところで、緊急的な対応のところの選択肢を増やしてあるというようなところでございます。

先ほどの照会の関係ですけど、照会があったら答えるということと併せて、1か月に1回、転出、死亡の確認を取りますので、そこを取った後に、ある一定の期間がたった場合に、照会がない方は、こういった希望があれば情報開示できますよというご案内は、こちらからさせていただくというところでございます。

すみませぬ、以上でございます。

会 長：H委員、お願いいたします。

H委員：時間も押していて申し訳ないんですけど、エンディングノートというのは、書いた本人よりも、それを受け取った本人がどう執行するかということが大切だと思うんですね。書いた本人は書いたことで満足するかも分かりませぬけども、では、それを執行するまで、区のほうが責任を持てるのかということが一つなんですね。

エンディングノートというのは、二つ要素があって、一つはエビデンスで解決ができるもの。いわゆる今までの事例があるものですね。もう一つはエピソード、個人のそれはさっきの宗教だとか、様々なことがあると思うんです。エピソードがあって、そのエピソードに関して、受けた人がノーという場合もあるわけですよ。そのことに関して、そのエピソードは、こういうふうになり立って、この方はこのエピソードを書いたんですよ、そのお気持ちを受け取ってあげてくださいねというところまで、区のほうは面倒

を見てくれるのか。

それとも、そこで問題が起きたとき、先ほどC委員からお話もありましたけれども、かえってトラブルを増す原因にもなり得るのは、エンディングノートなんです。エンディングノートは、エピソードと、要するにエビデンスで解決できるものの二つの要素が入っているということですね。

したがって、その項目は、エビデンスで解決できるものなのか、それとも、これはエピソードで、ナラティブでもいいですよ、どっちの言い方でも。いわゆるその人自身の物語であったり、個人の感情であったりで書いてあるものが両方入っているわけですよ。

だから、できるならば、そういった例えば、宗教上の問題だとか、そのほか細かな個人的なものに関しては考えなくてはいけないし、そのことに質問があった場合、区のほうは責任が持てるのか。エンディングノートというのは、別に法的な問題は何も無いわけですよ。何も守られていないわけですよ。法的に守られていない部分を区のほうが守ってくれるのか。そこまでの要するに思いがあって、お話を聞いてくださるのかということが大事だと思うんです。

ですから、もうちょっとこの事業に関しては、独り者であったり、私も高齢者ですので、お話を聞いていただけるような人がいらっしゃるといことは本当にありがたいと思うんですけれども、もうちょっと慎重に検討していただかないと、逆にトラブルのものとなのかなど。言いつ放しで逝った後、逆に墓場の中で、そうではないよと思うかも分からないし、その辺のところ、ちょっとご検討いただければなと思います。この企画そのものはとてもいいと思うし、ありがたいと思うし、こういう区であって、私はうれしいなと思っております。

以上です。

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：いろいろご指摘をいただきありがとうございます。確かにエンディングノートですね、ご本人の思いとか、いろいろなものが詰まったものということです。これを書いていただきながらご自身の希望ですとか、これまでの人生を振り返っていただいて、では今後、これからどうしようと、より豊かな生活を目指そうというきっかけにもしてほしいなと思っております。

このエンディングノートを書いたものを、区のほうは保管場所だけ登録ができるようにしていますので、誰にも見せたくないという方もいらっしゃると思いますし、そうした方は登録しないという選択肢もあるのかなと思っております。この思いを誰かに渡したいんだ。確かに受け取ったほうは、えっと思うかもしれませんが、ご本人がそういう思い、思いが書いてあるノートをという、そういったところは、保管場所だけです。区は相談を受けながら対話しますけれども、中身はご本人のものですから、ご本人のどここの場所にありますよということをお伝えする。登録すればということなんです。そういった形で考えております。

当然、中身については、いろいろな思いであったり、こうしてほしい、ああしてほしい

審 議 経 過

No.30

いというのは出てくるかもしれませんが、これはあくまでも遺言と同じように、中身に
対しては、相談をお受けすることはできますけれども、ご本人が書くということは、ご
本人のご意思ですので、そこはそのところというところでございます。ご本人が亡くな
った後、区のほうにご本人に対して、私どももケースワークしていますので、その後の
ご相談があれば、こちらのほうで対応していますので、もう知らないということではご
ざいませぬので、そこはご安心いただきたいというふうに考えてございます。

軽々にここに立ち入るといえることはできないんですけれども、そのように考えてい
るところでございます。ご指摘はごもっともだと思っておりますので、より相談事業に
ついてもしっかりと対応していきたいなと思っております。ありがとうございます。

G 委員：あと 1 点だけ、お願いします。

会 長：G 委員からお願いします。

G 委員：これ個人の取り扱う個人情報の範囲等ということで、一応、项目的にアからテまであ
るんですけれども、これ具体的に記載するときに、区の職員の方と立会いの下にやると
か、あるいは書面を事前に本人が持っていて、これを記載して提出するのか、具体的な
記載方法ですね、これだけちょっとどういう場所で行うのかというのは。

会 長：課長、お願いします。

高齢者福祉課長：現在、申請書については、作成途上でございます。その申請書を窓口に来て
いただいて、ご記入いただく。もしくは考える必要があれば、一応持ち帰っていただい
て、また窓口で提出していただく、そのように考えております。

今日いただいたご意見も踏まえながら、この申請書を誤解のないようにつくり上げ
ていきたいというふうに考えてございます。

会 長：いろいろなご意見も出たようなんですけれども、課長のほうでは、今日、これは是非を決
しなくてはいけないのでしょうか。次回、2 月 3 日を審議会としては予定していますけ
れども。今日決める緊急性はありますでしょうかと思ひまして。

どうぞ。

高齢者福祉課長：今日必ず決めなくてはいけないということではありませんので、皆様のご理
解をいただけるように、再度 2 月に、もう一度ご審議いただければというふうに考えて
ございます。

会 長：では、そういうことで、今日は持ち越しということでよろしいですかね。

では、次回以降で再度提出予定ということで理解させていただきます。

では、次の諮問に移らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

区民相談課長：それでは、次の資料 6、諮問第 30 号について、子ども家庭部子育て支援課長
よりご説明申し上げます。

子育て支援課長：よろしくお願ひいたします。資料 6 をご覧ください。

会 長：着席して、結構です。

子育て支援課長：はい。失礼いたします。令和 3 年度子育て世帯臨時特別支援事業に関する事
務委託に関するものでございます。

本事業は、令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業に係る業務を委託するものと

なっております。

内容でございます。こちら①から⑥番の業務でございます。主に申請書の作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務と、申請書の受領、支給データ作成、支給決定通知作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務、返戻書類処理、再発送業務、コールセンターの設置・運營業務と、窓口業務となっております。

該当者につきましては、ゼロ歳から18歳未満の児童及び児童の保護者となっております。

委託理由でございます。本業務の遂行に当たりましては、短期間で集中的な対応が求められております。業務を一体的に管理し、各種の業務を相互に関連づけながら円滑に実施する必要がございます。

また、それぞれの業務のピークが推移する中で、人員配置についても合理的な運用を図る必要がございます。このため、専門的なノウハウを持つ事業者を活用しまして、一連の業務を一括委託することで、より効率的・効果的な事業執行を行うものとなっております。

効果でございます。専門性を活かした事務処理や業務の繁閑に応じた人員配置などが可能となることで、窓口や電話などにおける区民への適切な対応、正確かつ迅速な事業実施が図られると考えております。

3番でございます。一括承認基準の該当の有無につきましては、類型も該当もございません。

4番、過去の類似案件でございます。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業の委託に係る措置（令和3年答申第9号）です。あと、特別定額給付金事業の委託に係る措置（令和2年答申第8号）です。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給業務の委託に係る措置（25年答申第16号）となっております。

5番、諮問理由でございます。本業務は新規事業でございます。一括承認基準にも該当しないためでございます。

6番、取り扱う個人情報につきましては、別表をご覧ください。

こちらの児童手当、児童育成手当及び児童扶養手当の情報を利用しまして、支給対象者に対して通知及び給付金の支給を行うためとなっております。住民記録情報及び税情報を利用して、申請が必要な者に対して通知、審査及び給付金の支給を行うためとなっております。あと、問合せ対応のために使わせていただくものとなっております。

お戻りいただきまして、7番、情報の保護でございます。別表7「情報の保護」の項目のとおりとなっております。別表の裏面、7番でございます。

こちらは、取り扱う特定個人情報の範囲などにつきましては、取り扱う個人情報を前記6のとおり限定しております。

再委託の制限につきましては、業務処理上必要となる可能性がありますので、再委託の「禁止」を「制限」に変更しております。

第7条複写又は複製の制限につきましては、業務処理上必要となる可能性があるため、ただし書きを追記し、「禁止」を「制限」とさせていただいております。

審 議 経 過

No.32

第8条持ち出しの制限につきましては、業務処理上必要となる可能性がございますため、ただし書きを追記し、「禁止」を「制限」とさせていただいております。

第17条セキュリティ対策の整備義務につきましては、受託業務の電算処理をするために、特別条項を加えておりまして、セキュリティ対策の管理義務を強化してございます。

お戻りいただきまして、8番、審議する対象範囲でございます。別紙2をつけてございます。

「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」の流れのうち、次の範囲でございます。

(1) 対象者の特定、申請書などの印刷、封入封緘及び発送業務における個人情報の取り扱い。

(2) コールセンター業務における必要に応じた個人情報の参照や区民から収集した個人情報の取り扱い。

(3) 受付業務における個人情報の内容確認や必要に応じて区民から収集した個人情報の取り扱い。

(4) データ入力、各種通知に係る業務における個人情報の取り扱いとなっております。

9番、委託先でございます。プライバシーマークを取得している事業者より選定し、特命随意契約する予定となっております。

10番、契約締結予定日、本審議会承認後、速やかに締結させていただきたいと考えております。

参考資料としまして、今回の給付金の通知をつけさせていただいております。こちらは、内閣府からの通知となっております。令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施についてというものでございまして、このコロナ禍において、子育て世帯に対して支給される給付金についての説明となっております。

こちらは、児童手当を受けられている世帯のうち、一定の所得制限を設けられておりまして、所得制限以内の家庭につきまして、給付されるものとなっております。あと、16歳から18歳までのお子さんにつきましては、申請制におきまして、一定の所得制限内のご家庭につきまして、お子さん1人当たり一括で10万円支給する予定となっております。

続きまして、報告事項についてもご説明させていただきます。

報告事項の2番をご覧ください。

こちらは、今回の「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」に係る通知書の発送がございまして、先ほど資料としてつけさせていただきました通知が、令和3年11月26日に届いておりまして、その後、年内速やかに給付をするという通知でございましたので、先に一括承認基準に当たるということで、印刷と封入につきまして委託させていただきましたものについて、ご報告させていただきます。

「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」におけます子育て世帯への臨時特別給付、今回、先行給付金と書かせていただいているんですけれども、急遽令和3年12月

審 議 経 過

No.33

1 5 日に内閣府から通知がございまして、自治体の判断で一括 1 0 万円で給付することができるようになっておりますが、当初、5 万円を先行給付するという口の通知がございまして、その準備のために封入作業を委託したものになっております。

内容です。給付金の支給に係る通知及び事業に関するチラシなどの印刷と、抜けておりまして、大変申し訳ありません、封入までを委託しております。

2 番、対象者でございます。児童手当、児童育成手当、児童扶養手当の受給者のうち、先行給付金の支給要件を満たす者、約 1 2, 0 0 0 件となっております。

理由と効果につきましては、令和 3 年 1 2 月中に支給を実施するために事前に通知を送付する必要があるございまして、短期間で大量の通知を印刷し、送付するためでございます。

取り扱う個人情報でございますが、区が収集して事業者に提供するものは、氏名、住所、宛名コードとなっております。事業者が収集するものではありません。取り扱う理由につきましては、通知を送付するために必要な情報であるためでございます。

4 番、収集禁止事項の有無につきましてはございません。

守るべき事項の該当性につきましては、1 番、個人情報保護の管理責任体制につきましては、プライバシーマーク使用許諾事業者に選定しております。

項番で区の施設外で電算処理を行う委託についてはございません。区の施設外へ電磁的記録による個人情報を外部記憶媒体の移送、又はインターネット通信回線などに送信その他の方法で提供して電算処理を行う委託につきましては、下にあります電子計算組織による個人情報のセキュリティ対策、個人情報の保管場所の管理体制、取り扱う個人情報の管理につきまして、受託者が守るべき事項として挙げさせていただいております。

3 番、業務の再委託でございますが、再委託はしておりません。

6 番、審議会の事前一括承認基準の該当性につきましては、業務委託に関する審議会事前一括承認基準（平成 1 2 年 1 2 月 2 2 日答申第 1 号）になっておりまして、類型は 5 に該当しております。

7 番、委託先は、光ビジネスフォーム株式会社で、委託の時期につきましては、令和 3 年 1 2 月 8 日から令和 3 年 1 2 月 1 3 日に委託しまして、通知につきましては、1 4 日に発送させていただいております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

B 委員、お願いします。

B 委員：臨時特別支援事業のことなんですけど、先ほど説明がありましたように、既に児童手当をもらっている世帯には既に通知を送られて、これは何かプッシュ型ということで、さっき説明があったように 1 0 万円、はっきり言えば、この間、区議会でも補正予算をやりましたので、一括で 1 0 万円で 1 2 月 2 7 日にも振り込むというふうになっていて。今回の部分というのは、それに関連するいろんなこともあると思うんですけど、やっぱり問題は、それ以外の申請が必要な人の部分だと思うんですけど、それからコールセ

審 議 経 過

No.34

ンターもやられるということなので、様々な問合せが来るというふうに思います。

実際、私が一番心配をするのは、もらえる人ももらえない人がいる部分がありますので、その対応ですね。コールセンターが全部対応するのか、それから、最終的には、行政の判断みたいなのところもあると思うんですけど、その辺のところの仕分けはどういうふうになっているか、お願いします。

会 長：課長、どうぞ。

子育て支援課長：そちらにつきましては、データの抽出は豊島区のほうでさせていただいております。申請が必要な方というのが、16歳から18歳までのお子さん、あと、公務員世帯になります。公務員の方たちは、所属している自治体で児童手当を受けられていますので、お住まいになっている住所地に児童手当のデータがないんですね。なので、申請をいただかないと、振込先は、区は把握していないということになっております。そういった方たちが、今回業務委託に係る方たち、対応していただく対象者となります。

そういった方たちに対して、お知らせを送付する抽出については、豊島区のほうでさせていただき、封入・封緘して、発送までをさせていただきます。対象世帯は、区のほうで抽出しておりますので、基本的に届いた家庭から申請していただくというふうになっております。

ただ、届かない方々も、うちが対象者ではないかと思われる方につきましては、コールセンターのほうにお電話いただきまして、確認させていただいて、必要に応じて申請していただきます。今回、所得制限が設けられていますので、その一時的な判断は、委託事業者がやるんですけども、最終的な審査は区のほうが行いまして、最終的に決定通知を送付させていただきます。決定通知が届いた方には、現金一括で10万円、お子さん1人当たり10万円が振り込まれるというふうになっております。

委託業務につきましては、その申請に関わる部分になっておりまして、あと、第一次的な審査ですね、児童手当を受けて、二重に払っていないかということとか、あと、所得に関わることとかを一義的に判断していただいたものを最終的に区が二重チェックといいますか、チェックをした上で通知を再度、決定通知を送らせていただくというふうに、手続になっております。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：そういう意味で、ここには、実は申請者と配偶者の所得情報というのが4ページにはございまして、児童手当のときにも問題になっていましたが、所得制限のところ、所得が多い人のほうを制限にのせていくと。世帯主が必ずしも受領者というか、申請者ではないというか、世帯主が場合によって、年収300万、400万であっても、配偶者のほうが1,000万をもらっていれば、これは対象ではないと。でも、今回の通知は世帯主に送られるので、その辺の審査が事実上、その数字は全部データとして、その事業者へ渡して、ある程度チェックをするという段取りになりますよね。そこら辺の数字だから、一義的に判断するけど、最終的な決定は行政のほうが行うという関係にはちゃんとなっているということですね。

審 議 経 過

No.35

会 長：課長、どうぞ。

子育て支援課長：そのとおりでございます。最終的な給付の決定は区がいたします。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：ということもあって、両方の所得情報もお渡しするという形になります。そこは分かったんですけど、作業の場所とか、そういうことについても伺ってもよろしいでしょうか。

会 長：課長、どうぞお願いします。

子育て支援課長：作業場所については、庁舎内に確保しているんですけども、発送業務のところでは、もしかすると作業場所が足りないということもありますので、別のところで作業をする可能性はあると思っております。そういった場合に、再委託をする場合があるということで、今回、条件のところの一部緩和するような条件にさせていただいております。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：では、それが再委託の内容。それから、ここの委託先のところに、特命随意契約とありますけど、これはどういう意味でしょうか。

会 長：課長、どうぞ。

子育て支援課長：こちらは、既に、児童手当の給付をやっております事業を委託を導入しておりますして、その児童手当の現況届の委託を受けている事業者に、同じスキームで対応するものですから、委託したいというふうに考えております。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：分かりました。基本的に情報の持ち出しはほとんどない。先ほど、ちょっと場合によって、封入の作業は外に持ち出す可能性があるという話がありましたけど、印刷とか、そういうのはどこでやる、それは持ち出さなくても大丈夫ということですかね。

会 長：どうぞ。

子育て支援課長：基本的には庁舎内で実行していただくことになっております。

会 長：B委員、どうぞ。

B委員：基本的にデータのやり取りも庁舎の中でやるということで、情報の漏れということが少ないやり方でやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

会 長：ほかにご意見、ご質問はおありでしょうか。

ないようでしたら、是非を確認させていただきたいと思います。

本件について、是とされる方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

子育て支援課長：ありがとうございました。

会 長：では、次の諮問に移らせていただきます。

区民相談課長：それでは、次の資料7から10、諮問第31号、32号、33号、34号について、保健福祉部自立促進担当課長よりご説明申し上げます。

審 議 経 過

No.36

自立促進担当課長：それでは、自立促進担当課長でございます。これより資料の説明をさせていただきます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金概要をご覧ください。

施策の目的でございます。令和3年11月19日の閣議決定を経まして、全国一律の事業となっております。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付するものでございます。

事業の実施主体及び経費負担は記載のとおりでございます。

事業概要でございます。対象者区分が二つございます。1点目、基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。2点目、①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯でございます。

給付額でございます。1世帯当たり10万円となっております。

給付の時期でございます。準備が整い次第、できるだけ早期に給付をまいります。

申請の方法でございます。申請は郵送を原則といたしますが、それが難しいという場合には窓口にて申請の受付を行います。

その他、入所施設に住民票を移していない措置入所者は、措置市町村から入所施設を通じて、支給案内を送付をいたしまして、措置市町村から登録口座に支給をいたします。

申請者が、成年被後見人である場合には、送付先が変更となっている成年後見人等に支給の案内を送付いたします。

視覚障害者は、点字封筒にて、支給の案内を送付いたします。

申請書の送付日でございます。準備が整い次第、できるだけ早期に送付をまいります。

裏面をご覧ください。こちら、業務フローとなっております。

対象者を抽出し通知をいたしますプッシュ型においては、令和3年12月10日の住民登録に基づき、対象者を抽出いたします。令和3年度の非課税者データと住基データを突合いたしまして、対象者の選定をいたします。その後、特別定額給付金の口座情報と突き合わせをいたしまして、確認書を作成し、発送いたします。

プッシュ型対象者のうち、口座のある方につきましては、原則郵送にて。プッシュ型対象者のうち、口座がない方につきましては、窓口にて。また、家計急変世帯につきましては、郵送及び窓口にて申請をお受けいたします。

書類の審査を行いまして、支給の決定、振込手続となっております。

支給が決定した方につきましては、支給決定通知書を発送いたしまして、指定の口座に入金、または口座を持たない方や、借金等により口座を差し押さえられているといったように、やむを得ない事情を持っている方に対しましては、現金にて給付をいたします。

審 議 経 過

No.37

それでは、A3の事務の流れをご覧ください。

まず、データ関連になります。豊島区のところでございます。住基システムデータより12月10日時点のデータを抽出いたしまして、区のほうで使います管理システムにおいて、データの取り込みを行ってまいります。次に、非課税データシステムより、令和3年度非課税者データを抽出いたしまして、住基データとの突合を行います。その後、定額給付金の口座データを抽出いたしまして、対象者データと突き合わせを行い、データの完成となります。

次に、発送でございます。管理システムのデータを活用いたしまして、申請書等の印刷、封入・封緘作業を行ってまいります。

次に、区民対応でございます。コールセンター業務でございます。こちらにおきましては、必要に応じて個人情報を参照いたしまして、随時問合せに対応してまいります。

次に3番、受付業務でございます。プッシュ型の確認書、または家計急変世帯の申請書を受け付けた際に、個人情報等を取り扱ってまいります。

次に4番目、支給決定、支給決定等のデータの入力。各種通知発送等における個人情報の取扱いを行ってまいります。

事務の流れについては以上となっております。

続きまして、資料の7をご覧ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム（仮称）による個人情報の電算処理でございます。

内容でございます。臨時特別給付金事業に係る事務を処理するため、管理システムを構築し、電算処理を行うものでございます。

対象者等でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給対象者、約5万世帯を見込んでございます。

理由でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の給付対象者の管理、口座情報、支給決定情報等の情報を電算処理し、円滑に業務を遂行するためでございます。

一括承認基準の該当はございません。

過去の類似案件は、記載のとおりとなっております。

諮問の理由でございます。本件は新規事業であり、一括承認基準に該当しないため、挙げさせていただいてございます。

取り扱う個人情報でございます。1枚おめぐりください。

基本情報データとしまして、世帯主データ、世帯員データ、申請情報、通知返戻情報、決定情報、支給情報、以下各種項目となっております。

表に戻りまして、電算処理する時期及び期間でございます。本審議会終了後とするものでございます。

続きまして、資料の8をご用意ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム（仮称）の保守業務の委託に係る措置でございます。

審 議 経 過

No.38

本事業は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る業務を管理するためのシステムの保守業務委託でございます。

内容でございます。システム稼働後の使用方法等に関するヘルプ、システム障害対応、不具合修正等に対応するための運用保守を実施するものでございます。

該当者等でございます。こちらは、記載のとおりとなっております。

委託理由でございます。システム保守は専門的な知識及び技術が求められ、システムに精通した事業者でなければ対応できません。そのため、委託をするものでございます。

効果でございます。専門業者へ委託することにより、使用方法の適切な助言、システム障害等の迅速な原因究明と復旧作業、修正が可能となるものでございます。

一括承認基準の該当はございません。

過去の類似案件は、記載のとおりでございます。

諮問の理由は、本件は新規事業であり、一括承認基準に該当しないためでございます。

取り扱う個人情報でございます。別表をご覧ください。

区が収集して事業者へ提供するものとしまして、基本情報データ、世帯主データ、世帯員データとなっております。

戻りまして、審議する対象範囲でございます。区から委託事業者へのシステム障害・不具合の復旧依頼による個人情報の提供、委託事業者から区への障害・回復確認作業、問合せ対応による個人情報の参照でございます。

委託先でございます。本審議会終了後、プライバシーマーク取得事業者により選定し、特命随意契約をするものでございます。

契約締結の予定日でございます。本審議会終了後とするものでございます。

続きまして、資料の9をご用意ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託に係る措置でございます。

本事業は、臨時特別給付金事業に係る業務委託でございます。

内容でございます。①確認書及び申請書の作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務。②確認書及び申請書の受理、支給データの作成。③支給決定通知書の作成、印刷、印字、封入・封緘、発送業務。④返戻書類処理、再発送業務。⑤コールセンターの設置・運営業務。⑥窓口業務。⑦関係書類運搬業務となっております。

該当者等でございます。こちらは記載のとおりでございます。

委託の理由でございます。本事業の遂行に当たっては、短期間で集中的な対応が求められます。そのため、業務を一体的に管理し、各種の業務を相互に関連づけながら円滑に実施する必要があります。

また、各々の業務のピークの推移に合わせ、人員配置についても合理的な運用を図る必要があります。このため専門的なノウハウをもつ事業者を活用し、一連の業務を一括委託することで、より効率的、効果的な事業遂行を行うものでございます。

効果でございます。申し訳ございません、記載が漏れてございます。こちらにつきま

審 議 経 過

No.39

しては、専門性を活かした事務処理や業務の繁閑に応じた人員配置が可能となることで、窓口や電話における区民への適切な対応、正確、迅速な事業実施が図られることが期待できます。

一括承認基準の該当はございません。

過去の類似案件は、記載のとおりでございます。

諮問理由でございます。本件は新規事業であり一括承認基準に該当しないため、挙げさせていただいております。

取り扱う個人情報でございます。別表をご覧ください。

表の左側、区が提供して事業者へ提供する個人情報でございます。こちら基本情報としまして、世帯主データ、世帯員データ、そのほか決定情報でございます。項目は記載のとおりでございます。

表の右側をご覧ください。事業者が必要に応じて収集する個人情報でございます。申請情報、通知返戻情報、決定情報、支給情報、その他となっております。項目は記載のとおりでございます。

続きまして、情報の保護でございます。取り扱う個人情報の範囲は、上記のとおりとなっております。セキュリティ対策の整備義務につきましては、セキュリティ対策の管理義務を強化するとともに、研修や教育の実施を義務づけてございます。続きまして、再委託、複写、複製、持ち出しにつきましては、「禁止」を「制限」へと変更してございます。

戻りまして、審議する対象者の範囲でございます。別紙2、A3の用紙にございます、(1)から(4)の個人情報の取扱いとなっております。

委託先でございます。本審議会終了後、プライバシーマーク取得事業者により選定をいたしまして、特命随意契約をしております。

契約締結の予定日でございます。本審議会承認後とするものでございます。

続きまして、資料の10をご用意ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る個人情報の目的外利用でございます。

内容でございます。臨時特別給付金事業に必要な対象者リストを作成する際、関係機関で保有している個人情報を目的外利用するものでございます。

対象者等でございます。成年後見制度を利用しているもの。視覚障害のある障がい者。虐待等により施設に入所措置等が取られている障がい者及び高齢者でございます。

収集先でございます。障害福祉課及び高齢者福祉課でございます。

収集方法でございます。各課において保有するデータを基に情報リストを作成し、紙のリスト、電子メール受信、またはデータを格納した媒体等により、その提供を受けるものでございます。

理由でございます。事業遂行に際し、特例的な対応を必要とする対象者の情報が必要となるためでございます。

一括承認基準の該当はございません。

過去の類似案件は、記載のとおりでございます。

諮問の理由でございます。過去の類似案件はございますが、本件は新規事業であり、一括承認基準に該当しないため、挙げさせていただいております。

取り扱う個人情報でございます。別表をご覧ください。

成年後見制度、視覚障害者、虐待等の情報となっております。

戻りまして、目的外利用する時期及び期間でございます。本審議会承認後とするもの
でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長：今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

B 委員。

B 委員：たしかこの間の国会で最終的に議決したのは、結構最近だと思うんです。ですから、
実は私もいろいろこの制度をインターネットで調べたけど、内容がほとんど分からない
んですよね。ごめんなさい。一体誰がもらえるのかとか。

ただ、私が調べた範囲では、一応、住民税非課税の世帯、1世帯10万円。ですから
5人世帯でも10万円。こういうことだったりとか、それからあと、扶養家族、扶養さ
れている場合というんですか、本人が住民税が非課税でも、例えば、課税世帯の扶養に
なっていたりすると、これはどうも除かれてしまうような感じになっているんですが、
それで、区として最初に案内を出す範囲でやったときに、特に扶養されているかどうかな
んていうのは、今、区が情報を持っているというふうなんでしょうか。

会 長：課長、どうぞ。

自立促進担当課長：扶養の情報につきましては、こちらのほうでは把握をしてございません。

非課税世帯の対象者といたしまして、通知書を発送して、その際にご本人様のほうか
ら、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないといった項目にチェック
をしていただくといったことで、こちらのほうは確認をしております。

会 長：B 委員、お願いします。

B 委員：ちょっとそれって、なかなか分かりましたと言っていいのかわからないんです
けど、そこは緩いというふうに考えていいですね。

それで、もう一つ、たしか収入激変みたいの方がいました。それはちょっと置いてお
いて、実は先ほども審議した1人子供10万円のほうは、離婚の時期と児童扶養手当の
時期によって、もらえないという世帯があつて。それは児童手当が9月30日付の口
座、そして、それ以降に離婚をしますと、口座は、だからもし自分のほう、例えば離婚
して、母親が子供を引き取ってやっていて、今は児童手当を母親が受給していても、口
座が9月30日の口座に入ってしまうということで。変な話、本当に今離婚したばかり
で、お金が必要な人のところに、なかなかこの手当が入らないと。仕組み自体として、
そうになっているということがあつて、ちょっとこれ問題だというのが朝日新聞なども
出ておりました。自治体が改善すれば、できないことはないんですが、国としては、ダ
ブルで出すことに問題があるということでやらなかった。駄目だみたいなことを言っ
て、これはちょっとかわいそう。

審 議 経 過

No.41

今回の基準日って12月10日ではないですか。ただ、申請時は、まだもう少しとかかかったりして、いろいろな変化が起きてくると思うんですけど、その辺は何か今回は低所得者対策なので、もっと改善はされるのかな、その辺は対応がうまくできるようになっているんでしょうか。

会 長：課長、どうぞ。

自立促進担当課長：ご指摘の事項なんですけれども、今回の給付金でございますが、12月10日時点で給付を受けている、区分は二つございますけれども、支給は1回となつてございます。そして、今日の午後には国のほうから通知が届いて、今いただいた内容のものが例示をされました。今まで、私たち、家計急変世帯で対応できるといったことを考えていたんですけども、12月10日の時点でその世帯として受給をしてしまっているとなると、その後、離婚をした場合には、家計急変世帯のほうの支給が受けられないといったことが示されました。

会 長：B委員。

B委員：分かりました。でもこれは本当に、逆にいうと、本当に困っている人たちにということなので、本当はそっちのほうに渡してあげたいですね。もちろん基準日をつくってやらなければいけないんですけど、ではもう手後れか。

でも、はっきり言えば、先ほどの子供1人10万円のほうも、自治体独自に出せば出せますよというのがありましたので、国のほうも野田少子化大臣が、自治体が出すんなら出してもいいですよと、あっちも言っていたんで。何かそういう人にはできたらいいとか、私なんかはちょっと思っているんですけど、それは制度自体のことなんですけど。今回、リスト作成は、そういう意味では、既にもうリストを作成して、システムも作って、そしてやっていくということなんですけど、こちらの特命随意契約となっているんで、これはどういう意味ですか。

会 長：課長、どうぞ。

自立促進担当課長：今回のものは、やはりスピード感を持って支給するといった必要がございますので、特命随意契約とさせていただいているものとなっております。

ただ、やはり正確に、間違いなく振り込んでいくといったことは、非常に重要となつてくると考えてございますので、事業者を選ぶ際には、臨時特別給付金、過去に五、六年前にやった臨時特別給付金や、また定額給付金、昨年度の事業など、そういった類似の事業を請け負ったことがあるような事業者を選定しながら、随意契約をしていきたいと考えてございます。

会 長：B委員。

B委員：では、まだ決まっていないということですね。分かりました。補正予算も組んでいないので。すみません、補正予算も、議会のほうもなるべく早くみたいな話もありましたが、少なくとも実績があるところをお願いします。

あと、個人情報なので、取り扱う場所について、私いつも一番ちょっと気にする。あまりいろいろなところへ持っていかないほうがいいと思っているんですけど、それはどうでしょうか。

審 議 経 過

No.42

会 長：課長、どうぞ。

自立促進担当課長：取り扱う場所なんですけれども、印刷、封入等の作業につきましては、専門の大きな印刷機が必要となりますので、外部といったところを考えてございますが、それ以外の業務につきましては、庁内、または区有施設を考えてございます。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：分かりました。取りあえず、基本的にはこの支給は大事だと思います。

ただ、プッシュ型というもののいいところは早くもらえる。だけど、やはり本来必要な人に出すといったときには、今の考え方を少し変えてもらわないと、先に渡してしまうので、利害関係者というか、本当はこっちに欲しいという人が、それをもらえないという制度になってしまうとまずいなというふうには思います。

以上です。

会 長：そのほか、ご質問、ご意見おありでしょうか。

特にないようでしたら、ここで是とするか、非とするか確認をさせていただきたいと思えます。是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

この諮問は、これで終わらせていただきます。

次に、本日は、諮問事項に関する審議は終了となりましたので、報告事項についてお願いしたいと思います。事務局のほうからお願いいたします。

区民相談課長：続きまして、報告についてでございますが、報告2につきましては、先ほど、まとめてご報告させていただきましたので、報告1及び3につきましては、ご報告いたします。

まず、報告1につきましては、お手元の規程集の赤いインデックス「基本的な考え方」の49ページでございます「業務委託に関する審議会事前一括承認基準」に該当する業務を新規に行った場合は、諮問を省略して委託が可能なものでございますが、後日そのご報告をするというものでございます。報告につきましては、審議会事前一括承認基準に合致していることは、既に確認しております。

また、報告3につきましては、条例等の改正についてのご報告でございます。

それでは、報告1、ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業等に係るチラシ等封入作業請負について高齢者福祉課長より報告させていただきます。

高齢者福祉課長：高齢者福祉課長でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。恐縮でございますが、着座にてご説明させていただきます。

報告事項1、業務委託報告資料をご覧ください。

件名でございます。ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業等に係るチラシ等封入作業請負でございます。

業務の内容でございますが、チラシ・調査票等の封入・封緘業務でございます。

内容といたしましては、発送対象者の氏名・住所を記載したチラシを調査票などと併せて封書（長3または角2封筒）でございますが、封入・封緘するというものでござい

ます。

対象者は、令和3年度に75歳以上となる区民。件数31,168件でございます。

理由と効果でございますけれども、大量封入・封緘作業となるため、多数の受注実績やノウハウを持った事業者へ委託することにより、迅速かつ低コストでの履行確保を図るというものでございます。

取り扱う個人情報でございますが、区が収集して事業者に提供するものとしまして、令和3年度中に75歳以上となる区民の氏名、住所でございます。事業者が収集するのはございません。

取り扱う理由でございますが、発送対象者を識別するために必要な情報となるためということでございます。

4番、収集禁止事項の有無でございますが、ございません。

また、5番、守るべき事項の該当性でございます。1番、個人情報保護の管理責任体制、所管課より確認をしております。

2番、取り扱う個人情報のセキュリティ対策でございますけれども、個人情報を紙媒体で提供する委託ということで、受託者が守るべき事項は個人情報の保管場所の管理体制、取り扱う個人情報の管理でございます。

3番の業務の再委託はございません。

審議会事前一括承認基準の該当性は、類型5に該当ということでございます。

委託先は、豊島区シルバー人材センター。

委託の時期につきましては、令和3年9月7日から9月17日でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長：報告事項ではありますが、何かご質問がありましたら、お手をお挙げください。

特にならなければ、次の報告に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

区民相談課長：続きまして、報告3、豊島区個人情報等の保護に関する条例の一部を改正する条例等について、私よりご報告させていただきます。

ご報告に先立ちまして、今回の条例等の改正は、他法の改正による条ずれによる改正などで、条例の内容に変更がないことから事前にご審議申し上げず、ご報告のみとさせていただきます。この点、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

ご報告は条例の一部改正と規則の一部改正の2件でございます。どちらも本年9月開催の第3回定例会に上程し、議決を受けた後、交付されたものでございます。閲覧請求した際の資料をご説明する前に、条例規則が一部改正となったそもそもの理由からご説明いたします。

本年5月にデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、いわゆるデジタル改革関連法が交付されました。これに伴いまして、デジタル改革関連の各法において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正されました。この番号法の改正部分については、条例及び規則の中でも規定しているため、番号法の改正に合わせて、条例規則を一部改正するというものでご

ございました。

まず、報告3-1、条例の制定（一部改正）について、ご説明いたします。

条例名は、豊島区個人情報等の保護に関する条例の一部を改正する条例でございます。

2、制定（一部改正）の理由は二つございます。情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体の変更によるものと、特定個人情報を提供できる場合の追加による条ずれによるものでございます。

まず、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体の変更によるものについては、デジタル改革関連法の一つである、デジタル庁設置法の附則第41条の規定により、番号法が改正され、番号法第2条第14項に規定する、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変更されたことに伴う条例の一部改正でございます。

なお、ここでいいます情報提供ネットワークシステムとは、行政機関や地方公共団体が相互に特定個人情報をやり取りするオンラインシステムのことでございます。条例第31条第3項に「実施機関は、前2項の規定に基づき情報提供等記録の訂正請求の全部又は一部に応じる決定をしたときは、総務大臣及び」と規定されているため、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改正するというものでございます。

なお、ここでいう「情報提供等記録の訂正請求の全部又は一部に応じる決定をしたとき」とは、情報提供ネットワークシステムに記録保存されている情報提供等記録と呼ばれる特定個人情報について、訂正請求があり、応じた場合に国に通知することになっており、通知先がこれまでは、「総務大臣」だったのを「内閣総理大臣」に変更するというものでございます。

次に、特定個人情報を提供できる場合の追加による条ずれによるものについては、デジタル改革関連法の一つである、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、第55条の規定による番号法の一部改正により、特定個人情報を提供できる場合として「一の使用者等における従業者等であった者が他の使用者等における従業者になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人情報関連事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき」が新たに第19条第4号として追加されたことに伴い、現行の同条第4号から第16条までの規定が1号ずつ繰り下がったというものでございます。

改正内容は、条例第31条第3項に、番号法第19条第7号及び第8号による規定があったため、番号法の改正に合わせて条文を改正するというものでございます。

なお、ここでいう特定個人情報を提供できる場合として、新たに追加されたものを簡潔に申しますと、従業者本意の同意があった場合における転職時等の主要者間での特定個人情報の提供について、追加したというもので、例えば、私、井上がA社からB社に転職する際に、井上の同意があれば、A社が保有する井上の個人情報をB社に提供できるというものでございます。

審 議 経 過

No.45

裏面をご覧ください。

3から8については、記載のとおりでございます。

次に、2枚目をご覧ください。

条例の新旧対照表の改正部分でございます。第31条第3項でこれまで説明してきました「総務大臣」が「内閣総理大臣」に番号法の改正に合わせての条ずれについてお示ししております。

次に3枚目をご覧ください。

交付についてお示ししております。

次に、報告3-2、規則の制定（一部改正）について、ご説明いたします。

条例名は、豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則でございます。

2、制定（一部改正）の理由は、報告3-1でご説明いたしました特定個人情報を提供できる場合の追加による条ずれによるものでございます。

改正内容は、法律施行細則第3条第1項及び第10条第1項に番号法第19条第12号及び第14号から第16号による規定があり、また16条第4項に番号法第19条第7号の規定があったため、番号法の改正に合わせて条文を改正するというものでございます。

裏面をご覧ください。

4から7については、記載のとおりでございます。

次に、2枚目をご覧ください。

法律施行細則の新旧対照表の改正部分でございます。第3条第1項及び第10条第1項、また第16条第4項で番号法の改正に合わせての条ずれについてお示ししております。

次に3枚目をご覧ください。

交付についてお示ししております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長：報告事項ではありますが、何かご質問はありますか。

特にないようでしたら、これで報告を終わらせていただきます。

本日の議題は以上となります。

最後に事務局より連絡事項等がありましたらお願いいたします。

区民相談課長：本日は年末のお忙しい中、誠にありがとうございました。

次回、第5回でございますが、令和4年2月3日午後2時からの開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会 長：それでは、本日は閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

審 議 経 過

No.46

合 議 結 果	<p>議 事</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。</p> <p>諮問第26号</p> <p style="padding-left: 40px;">C h r o m e b o o k 利用に関するヘルプデスク業務の委託に係る措置</p> <p>諮問第30号</p> <p style="padding-left: 40px;">令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務委託に係る措置</p> <p>諮問第31号</p> <p style="padding-left: 40px;">住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム（仮称）による個人情報の電算処理</p> <p>諮問第32号</p> <p style="padding-left: 40px;">住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システム（仮称）の保守業務の委託に係る措置</p> <p>諮問第33号</p> <p style="padding-left: 40px;">住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託に係る措置</p> <p>諮問第34号</p> <p style="padding-left: 40px;">住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る個人情報の目的外利用</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを継続審議とした。</p> <p>諮問第27号</p> <p style="padding-left: 40px;">終活情報登録事業における終活関連情報の収集</p> <p>諮問第28号</p> <p style="padding-left: 40px;">終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理</p> <p>諮問第29号</p> <p style="padding-left: 40px;">終活情報登録事業の業務委託</p> <p>次の事項について報告された。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）ウイズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業等に係るチラシ等封入作業請負（2）令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に関する印刷委託に係る措置（3）豊島区個人情報等の保護に関する条例の一部を改正する条例について
---------	--

審 議 経 過

No.47

<p>提出された 資料等</p>	<p>資料1 総合福祉システム（健康管理業務／成人保健）による個人情報 の電算処理</p> <p>資料2 Chromebook利用に関するヘルプデスク業務の委託 に係る措置</p> <p>資料3 終活情報登録事業における終活関連情報の収集</p> <p>資料4 終活情報登録事業における終活関連情報の電算処理</p> <p>資料5 終活情報登録事業の業務委託</p> <p>資料6 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に関する事務委託 に係る措置</p> <p>資料7 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システ ム（仮称）による個人情報の電算処理</p> <p>資料8 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業管理システ ム（仮称）の保守業務の委託に係る措置</p> <p>資料9 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の委託に係 る措置</p> <p>資料10 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る個人情報 の目的外利用</p> <p>報告1 ウィズコロナにおける高齢者への呼びかけ事業等に係るチラ シ等封入作業請負</p> <p>報告2 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業に関する印刷委託 に係る措置</p> <p>報告3 豊島区個人情報等の保護に関する条例の一部を改正する条例 について</p>
----------------------	--